

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和3年10月18日

(令和2年度決算)

(教育委員会・企業局・病院局)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和3年10月18日(月曜日)

午前9時58分開議
 午前11時47分休憩
 午後0時57分開議
 午後1時42分休憩
 午後1時45分開議
 午後2時20分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第36号 令和2年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和2年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和2年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 令和2年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第53号 令和2年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第54号 令和2年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第55号 令和2年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 瀧上 陽一
- 副委員長 増永 慎一郎
- 委員 鎌田 聡
- 委員 井手 順雄
- 委員 池田 和貴
- 委員 前田 憲秀
- 委員 松村 秀逸
- 委員 山本 伸裕
- 委員 高島 和男
- 委員 大平 雄一

委員 島田 稔
 委員 西村 尚武

欠席委員(なし)
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 古閑 陽一
- 教育理事 野尾 晴一郎
- 教育総務局長 西尾 浩明
- 県立学校教育局長 岩本 修一
- 市町村教育局長 古田 亮
- 教育政策課長 井藤 和哉
- 学校人事課長 磯谷 重和
- 文化課長 宮崎 公一
- 施設課長 東 敬二
- 高校教育課長 重岡 忠希
- 特別支援教育課長 牛野 忠男
- 学校安全・安心推進課長 野崎 康司
- 体育保健課長 平江 公一
- 義務教育課長 竹中 千尋
- 社会教育課長 須惠 勝幸
- 人権同和教育課長 井上 大介

企業局

- 局長 國武 慎一郎
- 総務経営課長 亀丸 明弘
- 工務課長 伊藤 健二
- 発電総合管理所長 福本 政洋

病院局

- 病院事業管理者 渡辺 克淑
- 院長 濱元 純一
- 総務経営課長 杉本 良一
- 看護部長 平田 孝治

出納局職員出席者

- 会計管理者兼出納局長 手島 和生
- 首席審議員兼会計課長 永江 昌二

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤 井 一 恵
局 長 西 浦 一 義
監査監 松 岡 貴 浩
監査監 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
議事課主幹 山 本 さおり
議事課主幹 平 江 正 博

午前9時58分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前中に教育委員会の審査を行い、午後から企業局、病院局の審査を行うこととしております。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、教育長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 令和2年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係の2点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、1点目は、決算特別委員会委員長報告第4の7「昨年度の全国でのいじめの認知件数が過去最大となっており、いじめ対策など子供の安全、安心には様々な角度から取り

組まれていることは理解するが、重要な課題であり、しっかりと予算を活用するとともに、必要であればさらに予算措置をする等、子供たちの心のケア、いじめ対策、不登校の課題解決に一層取り組むこと。」という御指摘でございます。

いじめの防止等については、生徒のいじめに対する法的な理解力や認知力を高めるため、弁護士が生徒に対して行ういじめ予防授業や教職員に対する法的視点も含めた教職員研修を実施するなど、これまでの取組と併せて、いじめの未然防止や教職員の資質向上に努めているところです。

さらに、県いじめ防止基本方針の改定に伴い、本年度からいじめに関する情報窓口を一元化するため、各学校に情報集約担当者を最低1名以上置き、いじめの早期発見と早期解決を目指しております。

また、子供たちの悩みや課題に寄り添うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校との連携を強め、児童生徒との面談等を積極的に実施し、不登校児童生徒に対する支援を含めた子供たちの心のケアや支援の充実を図っております。

今後、子供たちの心のケア、いじめ対策、不登校の児童生徒に対する支援や課題解決に一層努めてまいります。

次に、2点目は、決算特別委員会委員長報告第4の8「国費事務に関する未収金について、国との協議により、引き続き、未納の解消に努めること。」という御指摘でございます。

これは、文部科学省所管、要保護児童生徒援助費補助金及びスポーツ庁所管、地方スポーツ振興費補助金の平成29年度実施事業において、国が定める補助金の請求期限である平成30年4月末までに請求書の提出ができていなかったことによるものでございます。

手続の不備が判明した直後の平成30年5月に、両省庁に対して、過年度の支出等による

支払いの検討をお願いしました。その後も、継続的に国へ協議、検討の働きかけを行っており、令和2年9月と令和3年7月には文書による交付の依頼を行ったところでありませ

す。今後も再発防止に努めるとともに、引き続き国に対して働きかけを行い、未納の解消に努めてまいります。

続きまして、令和2年度の熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和2年度歳入歳出決算統括表を御覧願

います。歳入につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額328億8,657万円余に対しまして、収入済額311億5,247万円余、不納欠損額333万円余でございます。

不納欠損額は、育英資金等の奨学金貸付けに係る償還金となっております。

また、収入未済額は1億8,907万円余となっており、主なものは育英資金貸付金の償還金となっております。

なお、予算現額と収入済額との比較17億3,409万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金等の減でございます。

続きまして、歳出につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,385億2,829万円余に対しまして、支出済額1,252億2,650万円、翌年度繰越額106億882万円余でございます。

翌年度への繰越しの主なものとしましては、9月補正予算で計上した県立学校における施設整備事業や2月補正予算で計上した県立高校生徒1人1台端末等の整備に関するものであり、適正な工事期間や端末等の調達に要する期間が確保できなかったこと等により年度内執行が困難となり、やむを得ず令和3年度へ繰り越したもので、現在、その執行に

鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は26億9,296万円余となっており、その主な理由は、事業執行後の執行残及び入札に伴う執行残でございます。

以上が教育委員会関係の令和2年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○淵上陽一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○井藤教育政策課長 教育政策課の井藤でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

教育委員会は、教育政策課、高校教育課、学校安全・安心推進課について指摘をいただいております。

高校教育課及び学校安全・安心推進課については、後ほど担当課長から御説明いたします。

まず、教育政策課ですが、本年度の定期監査で1件指摘を受けておりますので、御説明申し上げます。

お手元の監査結果指摘事項の1ページを御覧ください。

指摘事項は、「私用中に、司法処分が科された人身事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。」でございます。

このことにつきましては、2ページの上段に記載しておりますように、事案発生後、課内において安全運転、法令遵守に関する伝達、注意喚起を行うとともに、今回の事故と同様の事例を題材とした交通安全研修を実施いたしました。

今後も、会議や研修など様々な機会を通じて、課員全体に交通安全への注意喚起を徹底し、交通事故ゼロを目指して取り組んでまいります。

次に、教育政策課の決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページから3ページまでが歳入でございますが、不納欠損額はございません。

2ページ中段の国庫支出金でございますが、主なものとしては、下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

これは、県立高校における生徒1人1台端末等の整備に係る交付金であり、予算現額と収入済額に21億5,657万5,000円の差が生じておりますが、これは次年度への繰越しによるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

下段の諸収入の雑入でございますが、収入未済額489万4,000円を計上しております。

これは、恩給扶助料の過払い金に係るもので、恩給扶助料の受給者が死亡した後も、子に障害があり、死亡を届け出ることができなかったため、過払い金が生じたものでございます。過払い金を受領していた子に返還請求いたしましたが、生活困窮により返済することができず、489万4,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、督促等により未収金解消に努めているところでございます。

詳細につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

教育委員会費でございますが、教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

不用額の主な内容は、教育委員の人件費等の執行残ということで、これは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、学校訪問や卒業式等への出席を中止したことなどによるものでございます。

次に、事務局費でございますが、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、県立学校ICT環境整備、校内通信ネットワーク事業の入札等に伴う執行残でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

教職員人事費でございますが、教職員住宅の管理及び教職員の福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅関係工事の入札等に伴う執行残でございます。

次に、中段の教育センター費でございますが、教育センターの管理運営費、教育センターで実施する県立学校及び小中学校の教職員を対象とした教職員研修に係る経費等でございます。

不用額の主な内容は、研修事業に伴う人件費等の執行残ということで、新型コロナの影響により集合研修をオンラインに変更したり、中止したため、代替の非常勤講師の実績減や研修者の旅費減などが生じたものでございます。

次に、決算特別委員会附属資料について御説明申し上げます。

附属資料1ページの令和2年度繰越事業調べをお願いいたします。

令和2年度から令和3年度への明許繰越しの事業でございます。

熊本県教育情報化推進事業でございますが、これは、済々黌高校ほか49校の生徒1人1台端末等の整備に要する経費です。

繰越しの理由ですが、2月補正予算に計上した事業であり、端末等の調達に要する期間

を確保することが困難であったためでございます。

次に、教育センターの研修事業でございますが、これは、新型コロナウイルスの感染リスクを低減し、在宅勤務等においても研修の申込みや受付処理ができる環境を整備するためのウェブ申込みシステムの改修に要する経費です。

繰越しの理由は、2月補正予算に計上した事業であり、システムの改修に要する期間を確保することが困難であったためでございます。

なお、明許繰越しの事業につきましては、いずれも来年3月までに完了する予定でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

県立学校ICT環境整備事業でございますが、これは、済々黌高校ほか68校の県立学校通信ネットワーク整備に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、国庫補助の内示率が低調であったため、設計に不測の日数を要するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により施工業者における作業員等の技術者確保が難航するなど、工事施工にも不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、工事は、8月末までに既に完了しております。

続いて、20ページ、令和2年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

令和2年度の収入未済額489万4,000円につきましては、恩給扶助料の受給者が死亡した後、同居していた子が重度の精神疾患が原因で死亡の届出をすることができず、平成26年1月から平成28年6月までの2年6か月分について過払いが生じたものでございます。過払い金は、全て債務者である同居の子の生活費として消費されておりました。

経緯についてですが、亡くなった受給者は、県外で債務者と2人暮らしでしたが、平成25年頃に自宅で死亡、同居の債務者は、精神疾患からくる妄想のため、母親の死亡を認識できず、平成28年7月に警察により遺体が発見されるまで、母親の遺体と同居しながら恩給扶助料を消費して生活していたと、そのように警察から報告を受けております。

補足ですが、通常は、住民基本台帳で受給者の生存を確認し、過払い等が生じないように管理していますが、今回は、説明したような状況にあり、死亡届自体が出されなかったため確認が遅れたものでございます。

警察による発見後、債務者は、居住する地域の市役所による手厚いサポートを受けながら、生活保護を受給して生活している状況です。保護費以外の収入はなく、処分可能な財産もないため、返還請求に応じることができず、未収金となっております。

令和2年度の未収金対策としましては、令和2年5月25日に催告書を交付し、債権回収の進めるとともに、生活保護受給証明書の取得などにより、債務者の財産状況等の把握を行っております。

債務者本人は、精神障害により直接交渉ができない状況にありますので、定期的に市役所に債務者の生活状況や財産状況を確認したり、催告書を発出するなど、同市役所の福祉担当部署と連携して未収金回収に努めているところでございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課長の磯谷でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料6ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

次に、6ページ下段からの国庫支出金でございますが、主なものとしては、就学支援金制度に伴う高等学校等就学支援負担金及び7ページの義務教育学校教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金でございます。

このうち、高等学校等就学支援負担金につきましては、就学支援金制度に伴う国庫負担金収入でございます。

これは、保護者等の収入に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められた生徒に対して、国が授業料と同額の就学支援金を県を通じて支給するものですが、県は、この負担金を先ほど御説明した授業料収入に直接充てることで、生徒、保護者は授業料を納付する必要がなくなるというものでございます。

また、7ページに、新型コロナウイルス感染症に関連して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び学校保健特別対策事業費補助の節を新たに作成し、補助金を受け入れています。

次に、8ページの財産収入でございますが、主なものとしましては、特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売払収入でございます。

次に、8ページの諸収入でございますが、主なものとしましては、県立学校に設置しています売店の電気料等に係る雑入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

教育総務費の事務局費、教職員人事費でございますが、予算額のほとんどが職員の給与費、人件費及び就学支援金交付等事業でございます。

不用額につきましては、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる教職員

退職手当等の執行残でございます。

次に、9ページ下段の小学校費の教職員費及び、10ページになりますけれども、中学校費の教職員費及び高等学校費の高等学校総務費でございますが、これらの不用額も、いずれもそのほとんどが教職員の給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っておりますが、その後の休職あるいは育児休業の変更等に伴い、執行残が発生したものでございます。

次に、11ページをお願いします。

高等学校費の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費など、学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

次に、11ページ下段の特別支援学校費でございますが、これは、特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費等でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。

理由につきましては、先ほど説明をいたしました高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、これは、芦北高校ほか2校の備品や教材の災害復旧等に要した経費でございます。

不用額については、当初の見込みより使用可能な備品が多く、購入の必要まではなかったことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

附属資料の3ページ、よろしくお願いま

す。

令和2年度繰越事業調べをお願いします。
明許繰越しでございます。

まず、1段目から4段目までの中学校教職員旅費、県立中学校運営費、全日制高等学校教職員旅費、特別支援学校教職員旅費でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行の年度内実施が困難となったため、引率の教職員の旅費を繰り越したものでございます。

次に、特別支援学校運営費でございますが、これは、松橋西支援学校の給食委託先である宇城市学校給食センターの新築工事が翌年度へ工期延長したことにより、設備に合う食器類の年度内の購入が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、6段目から8段目までの感染症対策等教育活動継続支援事業の県立中、高校、特別支援学校の各事業についてでございますが、これは、学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生管理用品等の購入や教職員の支援のための研修機会を設けるための経費でございますが、国の経済対策に係る補助金の交付決定が3月となり、年度内執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課宮崎でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとして、装飾古墳館観覧料、美術館観覧料及び美術館使用料でございます。

次に、14ページにかけての国庫支出金でございますが、主なものとして、文化財保存活用大綱作成等に係る文化芸術振興費補助、県立美術館本館及び分館の新型コロナウイルス感染症対策に係る新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金でございます。

13ページのとおり、予算現額と収入済額との差2,896万1,000円は、事業費の確定による減でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

下段の寄附金でございますが、文化財等復旧復興寄附金でございます。

平成28年熊本地震で被災した文化財の復旧、復興のため、県内外から2,485万円の寄附金を頂いております。

次に、16ページの繰入金でございますが、主なものとして、被災した文化財の復旧、復興のための基金からの繰入金である平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金繰入金でございます。

予算現額と収入済額との差1,307万1,000円は、阿蘇神社復旧整備など、事業費の確定による減でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとして、熊本市への派遣職員給与である派遣職員負担金でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、文化費でございますが、これは、主に県立美術館分館及び県立装飾古墳館改修整備事業、県立装飾古墳館及び歴史公園鞠智城の管理運営費等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、指定文化財の保存整備に係る経費や鞠智城の公園整備に係る経費の入札残等に伴う執行残でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、これは、県立美術館本館の管理運営費や改修整備事業、展覧会事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、県立美術館本館改修整備事業の入札に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは、平成28年熊本地震及び令和2年

7月豪雨で被災した文化財等の災害復旧事業でございます。

不用額の主な内容は、被災した文化財の補助申請が予定よりも減ったことや復旧工事が進み、事業費が確定したことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

4ページの令和2年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

まず、文化財保存整備事業費でございますが、これは、指定文化財等の保存整備に係る経費について、令和2年7月豪雨の影響により入札参加業者がおらず不調となった結果、年度内に十分な工事期間が確保できず、繰り越したものでございます。

次に、装飾古墳館感染症対策事業費でございますが、これは、装飾古墳館における新型コロナウイルス感染症対策について、国の第3次補正予算に伴う事業であり、2月補正で予算化したため、年度内に十分な事業期間を確保できず、繰り越したものでございます。

次に、美術館感染症対策事業費でございますが、これは、美術館本館における新型コロナウイルス感染症対策について、国の第3次補正予算に伴う事業であり、2月補正で予算化したため、年度内に十分な事業期間を確保できず、繰り越したものでございます。

次に、美術館本館施設改修事業費でございますが、これは、美術館本館改修工事について、新型コロナウイルス感染症の影響により資材の調達が困難となり、年度内執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、永青文庫推進事業費でございますが、これは、美術館本館の永青文庫に係る展示品の制作費等について、国の第3次補正予算に伴う事業であり、2月補正で予算化したため、年度内に十分な事業期間を確保でき

ず、繰り越したものでございます。

次に、文化財災害復旧費でございますが、これは、文化財の災害復旧について、主に令和2年7月豪雨の影響により施工業者による人員及び資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、繰り越したものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

文化財災害復旧費でございますが、これは、国登録文化財1件、未指定歴史的建造物1件について、令和2年7月豪雨の影響により施工業者による人員及び資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、再度繰り越したものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

令和2年度県有財産処分一覧でございます。

これは、氷川町にあります文化財の収蔵庫としていた氷川庫の敷地を売却したものでございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○東施設課長 施設課長の東でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございます。

県立学校使用料でございますが、行政財産の目的外使用許可による収入でございます。

次に、2段目から20ページにかけましての国庫支出金でございますが、主なものとしましては、19ページ下から2段目の県立学校災害復旧費負担金及び20ページの上から3段目の特別支援学校整備費補助でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

1段目の財産収入でございますが、主なものとしましては、3段目にございます校長宿舍等の家屋貸付料でございます。

次に、下から2段目、繰越金でございます

が、これは、前年度予算の明許繰越し分でございます。

次に、一番下の段、諸収入でございますが、主なものとしましては、県立学校施設法定点検に係る市町村負担金でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

2段目、教育総務費の事務局費でございますが、これは、市町村立学校の施設整備に係る指導監督のための事務費でございます。

次に、4段目、高等学校費の全日制高等学校管理費でございますが、これは、県立高等学校施設の修繕や点検などの維持管理に要した経費でございます。

次に、最下段、学校建設費でございますが、これは、熊本工業高校ほか48校の県立高等学校の施設整備に要した経費でございます。

不用額が生じた理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

上段、特別支援学校費でございますが、これは、盲学校ほか18校の特別支援学校の施設整備に要した経費でございます。

不用額が生じた理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、下段、教育施設災害復旧費でございますが、これは、芦北高校ほか3校の災害復旧に要した経費でございます。

不用額が生じた理由は、入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明させていただきます。

附属資料をお願いします。6ページでございます。

令和2年度繰越事業調べ、明許繰越しでございます。

まず、1段目、校舎新・増改築事業でございますが、これは、熊本工業高校の実習棟改築に係る工事費を繰り越したものでございます。

次に、3段目以降、県立高等学校施設整備事業でございますが、10ページにかけまして、済々黌高校ほか25校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

10ページをお願いいたします。

2段目以降、県立学校防災機能強化事業でございますが、北稜高校ほか2校のトイレ整備に係る経費を繰り越しております。

下から3段目以降、特別支援学校施設整備事業でございますが、12ページにかけまして、盲学校ほか特別支援学校8校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

12ページをお願いいたします。

特別支援教育環境整備事業でございますが、13ページにかけまして、熊本聾学校ほか特別支援学校6校について、高等部移転等に係る経費を繰り越しております。

13ページをお願いいたします。

県立学校施設災害復旧事業でございますが、芦北高校ほか3校の災害復旧工事に係る経費を繰り越しております。

これらの繰越しを行った事業につきましては、表の右側に繰越理由を記載しておりますが、主なものとしましては、7月豪雨災害復旧工事等との調整や令和2年度肉づけ予算を9月補正で確保したことなどにより、年度内執行が困難となったものでございます。

なお、いずれの事業につきましても、今年度中の完了を見込んでおります。

施設課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重岡高校教育課長 高校教育課長の重岡でございます。

まず、本年度の定期監査で1件指摘を受けておりますので、御説明いたします。

資料の監査結果指摘事項の2ページをお願いいたします。

指摘事項は、「高等学校等修学支援事業費補助金について、実績報告書の総括表の支出済額を誤った金額で国に報告し、誤った実績報告に基づく国からの債権発生通知を受け、返還手続きが必要と誤認し、不要な額を返還している。さらに、返還に当たって、出納整理期間であるにも関わらず、歳入予算からの戻出とせず、歳出予算を流用して処理している。国庫補助事業に係る事務手続きに当たっては、関係規定等に基づき適正な処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。」でございます。

3ページの対応状況ですが、まず、実績報告の金額を誤って国に報告したことにつきましては、事案発生後、新たにチェックリストを作成し、実績報告のほか、交付申請から額の確定までの事務処理の各段階で、金額の根拠資料とともに、複数人による確認を徹底することといたしました。

また、不要な額の返還や歳出予算を流用した点につきましては、例年にはない返還の手続のために事務処理を誤認したことから、今後は、前年度にない事務処理が生じた場合、所管課だけでなく、筆頭課である教育政策課と協議し、教育委員会として組織的に適正な事務手続であるかを確認した上で事務処理を進めることを徹底することといたしました。

さらに、国費事務のミスが発生しやすい年度末及び年度当初に、教育庁内の国費事務に携わる職員に対し、国費事務に関する研修会等を実施し、国費事務の処理内容や間違いやすい留意点、4月の出納整理期間中に行う手続など、業務に必要な知識の理解を深め、教育庁全体でこのような事案が二度と発生しないよう、再発防止に取り組んでまいります。

なお、国に誤って返還した補助金につきましては、事案発生後、国と協議を行った結果、例年10月頃に各都道府県へ照会される実

績額の再確定手続の中で処理を行い、本年度中に国から返還される予定となっております。

以上、監査の指摘事項に係る説明でございます。

次に、一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の24ページからになります。

歳入については、27ページの諸収入以外には収入未済額はございません。

諸収入の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額ですが、これは、定時制通信制修学奨励資金について、一部の貸与者が滞納したため、117万5,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

教育総務費のうち、事務局費の主なものは、新設高等学校等教育環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、校舎間移動バスの運行経費が減少したことによる執行残でございます。

次に、教育指導費でございますが、これは、熊本英語エンパワーメント事業、通学支援事業、高校生キャリアサポート事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に通学支援事業に係る代替バスの運行回数減等に伴う執行残や補助金申請が見込みより少なかったことによる執行残等でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

高等学校費の教育振興費でございますが、

これは、奨学のための給付金事業や熊本工業実習棟改築(第I期)設備整備事業、高等学校産業教育電算機組織整備事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に奨学のための給付金事業の給付対象者の減に伴う執行残等でございます。

次に、30ページをお願いします。

諸支出金の繰出金でございますが、上段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、県立高等学校実習資金特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。

不用額は、新型コロナウイルス感染症対策拡大により、実習を中止したことに伴う執行残でございます。

下段の育英資金等貸与特別会計繰出金は、育英資金等貸与特別会計の育英資金貸付金被災特例枠への繰出金でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続いて、説明資料の31ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

高等学校費の農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、実習における生産物の減少による執行残、高額である実習備品の入札に伴う執行残等でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

す。

不用額は、新型コロナウイルス感染症拡大により、水産高等学校の実習を中止したことによる執行残等でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

35ページの諸収入については、育英資金貸付金の償還金でございます。

償還元金と延滞利息等を合わせまして、75万6,000円の不納欠損額と1億5,038万3,000円の収入未済となっております。

この未済収入対策につきましては、後ほど附属資料で改めて御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

36ページをお願いいたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。

不用額を生じた理由は、育英資金貸付金の新規申請者が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

14ページの令和2年度繰越事業調べをお願いいたします。

令和2年度から令和3年度への明許繰越事業でございます。

県立高校産業教育設備災害復旧費については、芦北高校の建物復旧の工期延長により年度内の産業教育設備の設置完了が見込まれなかったことにより、繰越しを行ったものでございます。

デジタル化対応産業教育設備整備事業については、専門高校の整備において、国の補正予算(経済対策)に係る交付決定が3月であ

り、年度内の執行が困難となったことにより、繰越しを行ったものでございます。

21ページの令和2年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

定時制通信制修学奨励資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、貸与者の返還金の滞納による収入未済でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側の計の欄に記載のとおり、令和2年度末で117万5,000円となっております。

内訳につきましては、3の収入未済額の状況のとおりです。

未収金対策としましては、4に記載しておりますとおり、滞納者に対して電話、訪問等による督促を行うとともに、新たな未収金を発生させないよう、学校を通じて返還の必要性について周知を図ってきたところでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の左側を御覧ください。

内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納となっており、年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後過払いになった分について、翌年度以降に返納があったものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側の計の欄を御覧ください。

令和2年度は、収入未済額が1億5,038万3,000円となっております。

内訳は、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

合計は、表の右側に記載のとおり、元金、延滞利息の滞納が593件、年度後返納が8件、全体で601件となっております。

続いて、23ページをお願いいたします。

令和2年度の未収金対策の取組をまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続に関わる深刻な課題であることから、1の回収業務においては、早期催告の徹底、滞納者の状況確認及び財産調査の徹底及び新規返還開始者への周知徹底により未収金解消に努めています。

次に、2の法的措置の取組では、電話による催告を続けても応じない、おおむね6か月以上の長期滞納者に対しては、法的措置を行うこととしており、令和2年度は、20件に対し、裁判所から返還を命じていただくよう申立てを行いました。

その後も返還をお願いしていましたが、返還できない理由の説明もないままに、その後返還に一切応じなかった2件については、やむを得ず強制執行の申立てを行ったところでございます。

さらに、3の不納欠損の実施とともに、4の奨学生の返還意識の醸成により、奨学金を受給する奨学生としての自覚を促すための取組を行っているところでございます。

24ページを御覧ください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金等の推移をまとめた資料でございます。

上段の未収金額等の推移表の右端の欄に収納率を記載しておりますが、これまで申し上げました取組の結果、令和2年度の収納率は89.3%となっております。

このように、例年高い収納率を維持しており、令和2年度の未収金は1億5,038万3,000円と、前年に比べ89万4,000円減少しております。

この要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた返還者に対して、それぞれの状況に応じて返還猶予や分割返納を認めるなど、適切な対応を行ったことなどが要因と考えております。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな

督促を徹底するとともに、過年度滞納分については、延滞の固定化を防ぐために、長期間未払いの者を対象に繰り返し催告を行うなど、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

次に、30ページの令和2年度の不納欠損に関する調べをお願いいたします。

育英資金の不納欠損でございます。

令和2年度は、右欄備考のとおり、2件の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、奨学生及び連帯保証人が、県の債権について破産免責決定を受け、回収の見込みがなくなったことによるものです。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課の牛野でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の37ページをお願いいたします。

国庫支出金ですが、主なものとしましては、38ページの2段目に記載をしておりますほほえみスクールライフ支援事業及び発達障がい等支援事業に係る国庫補助金でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、事務局費ですが、これは、今年度開校したかもと稲田支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校の開校に向けた準備に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、校歌作曲依頼を報償費の発生しない県立学校教諭へ依頼したことによる執行残でございます。

次に、教育指導費ですが、主なものとしましては、特別支援学校の生徒に対して医療的ケアを行う看護師を学校に派遣しますほほえ

みスクールライフ支援事業等に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、備考欄ポツの2つ目の同事業におきまして、人工呼吸器装着の対象児童生徒がいなかったことによる執行残や特別支援教育充実事業、発達障がい等支援事業等の事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により会議、研修の開催方法が変更になったことによる執行残でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

特別支援学校費ですが、これは、平成26年に開校した熊本かがやきの森支援学校ほか、新設校に係る運営費である県立特別支援学校管理運営費などの事業に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出張や校外学習を自粛したことによる運営費の執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

令和2年度繰越事業調べですが、明許繰越しでございます。

まず、障がいのある児童生徒のためのICT活用環境整備事業でございますが、繰越理由は、全国的な需要の高まりから欠品が相次ぎ、年度内の納入が困難であったことや、補助金の交付決定が3月であり、年度内の執行が困難であったことから、配備する16校、資料18ページの下から2段目まで繰越しを行ったものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

最下段の県立特別支援学校教育設備等復旧費でございますが、繰越理由は、芦北支援学校佐敷分教室校舎の復旧工事の工期延長に伴い、大型設備であるアップライトピアノの納品スケジュール見直しが必要となり、繰越しを行ったものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○野崎学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課長の野崎でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明いたします。

お手元の監査結果指摘事項の3ページを御覧ください。

指摘事項は、「令和2年11月及び12月分の電話料金について、支払が遅れたため、遅延利息76円が発生している。支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。」でございます。

これは、電話料金の支払手続について、後日処理するつもりで関係書類を机の中に保管し、そのまま処理を失念してしまい、会計課への持込みが遅れたことにより生じたものでございます。

現在は、事業点検表による支払いの進捗状況確認を複数人で行うことを徹底し、支払い漏れがないよう対応することといたしました。

今後、このような事態を生じさせないよう、適正な経理処理に努めてまいります。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の41ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしましては、国庫補助金のスクールカウンセラー等配置事業費補助でございます。

これは、いじめや不登校など悩みを抱える生徒や平成28年熊本地震発生に伴う児童生徒の心のケアに対応するため、専門的知識、技能を有する臨床心理士等の配置のために国から交付される補助金でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

諸収入の雑入でございますが、不納欠損額はございません。

収入未済額として316万7,000円を計上しております。これは、スクールカウンセラー報酬等返還金に係るものです。

これにつきましては、後ほど附属資料において詳しく御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費の主なものとしましては、スクールカウンセラー活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業に要した経費でございます。

これらは、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実や国内研修等の支援を行うものでございます。

不用額につきましては、いじめ防止対策推進事業において、重大事態が発生しなかったことによる執行残、いじめ未然防止推進事業において、7月豪雨のため委託先が減ったことによる執行残、不登校支援・適応指導事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により集団宿泊研修や家庭訪問を中止したことによる執行残や、教育相談に対応するスクールカウンセラー等を居住地近くの学校等に配置したことによる執行残でございます。

次に、44ページをお願いいたします。

保健体育費の保健体育総務費の主なものとしましては、日本スポーツ振興センター事業に要した経費でございます。

これは、学校管理下で児童生徒等の事故、災害が発生したときに、災害共済給付金を支払うものでございます。

不用額については、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金の支払いが見込みより少なかったことによる執行残等でございます。

次に、附属資料につきまして御説明いたします。

25ページの令和2年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3か年の推移の表を御覧ください。

左側の欄に記載のとおり、収入未済額は、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

右側の計の欄に記載のとおり、令和2年度末時点での収入未済額は316万7,000円です。

3の収入未済額の状況のとおり、現在、分割による納付を行っているところです。

次に、4の令和2年度の未収金対策を御覧ください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用いたしましたスクールカウンセラー1名が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡って支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時期は継続的に返還が行われておりましたが、当人が健康不良等により安定した仕事に就労できなくなったことから、返還が長期化しているところです。

下段の令和2年度の取組に記載のとおり、10月まで文書や電話による督促を行っていましたが、10月以降は毎月納付があったため、架電はせず、文書のみ督促を行ったところです。

今後も引き続き、電話を行うなどして本人の生活状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

学校安全・安心推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○平江体育保健課長 体育保健課長の平江でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の45ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、体育施設の行政財産の使用

料でございます。

次に、下から3行目から47ページにかけての国庫支出金でございますが、文部科学省やスポーツ庁の補助事業、委託事業に係る歳入であり、主なものとしまして、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業分の歳入でございます。

なお、46ページの就学奨励費補助及び全国中学校体育大会運営事業費補助において、合計220万6,000円の収入未済がございます。

これは、平成29年度に発生したものであり、詳細につきましては後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、47ページの諸収入でございますが、主なものとしましては、熊本武道館に係る熊本市からの負担金や熊本県民総合運動公園及び藤崎台県営野球場に係るネーミングライツ命名権料でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の48ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主な事業概要としましては、県立学校における健康診断や学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置に係る経費でございます。

不用額を生じた理由としましては、県立学校における健康診断において、職員の間ドック受検等により健康診断受検者数が減ったことによる執行残等でございます。

次に、下段から49ページにかけての体育振興費でございますが、主な事業概要としましては、総合型地域スポーツクラブ育成支援事業、くまもとワールドアスリート事業、部活動指導員配置事業に係る経費でございます。

不用額を生じた理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大による事業中止に伴う執行残や新型コロナウイルスの影響による学校休校等により、部活動指導員の配置ができなかったことによる人件費の執行残等ござい

います。

次に、49ページの体育施設費でございますが、主な事業概要としましては、県民総合運動公園等の県営体育施設の施設整備、管理運営等を行う県営体育施設整備事業及び運動公園管理運営費に係る経費でございます。

不用額を生じた理由としましては、県営体育施設の工事等の入札に伴う執行残等でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

令和2年度収入未済に関する調べでございます。

1の歳入決算の状況、備考欄の記載のとおり、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金及び平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助金に収入未済がございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か年の推移、右側計の欄に記載のとおり、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金に6,000円、平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助金に220万円となっております。

この2件の補助金とも、さきに教育長が説明しましたとおり、財源の一部となる国庫補助金の請求の手續が期限までにできていなかったことにより収入未済が生じたものであり、手續の不備が判明した直後の平成30年5月に、文部科学省とスポーツ庁へ直接出向き、補助金の交付について検討いただくようお願いしたところでございます。

国からは、請求期限の平成30年4月末以降の処理はできないとの回答がございましたが、その後も継続的に協議、検討をお願いしておりまして、昨年度に引き続き本年度も、7月に文書により補助金の交付について依頼をしているところでございます。

また、再発防止策につきましては、事業支出点検表を作成し、支出関係帳票とともに月1回課内全員で確認を行い、執行状況のタイ

ムリーな把握を組織的に行っております。さらに、事業担当と経理担当が相互に内容を確認することで、組織的なチェック体制の強化を継続して行っております。

今後も再発防止に努めますとともに、引き続き、国に対しまして協議、検討をお願いして、収入未済の解消に取り組んでまいります。

体育保健課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○竹中義務教育課長 義務教育課長の竹中でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料50ページをお願いいたします。

国庫支出金の国庫補助金でございますが、主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、学びの保障のために学習支援員等の配置を行う経費に係る国庫補助金でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料52ページをお願いいたします。

教育指導費の主なものとしては、熊本県学力・学習状況調査の実施に係る経費である学力向上対策事業、新型コロナウイルス感染症対策としての補習等のための支援員配置事業、小中学校における英語教育の充実に要する経費である英語教育改革推進事業、令和2年7月豪雨により被災した児童生徒に対し就学支援を行う市町村へ県が補助金を交付する令和2年7月豪雨被災児童生徒就学支援事業でございます。

不用額を生じた理由は、事業実績の減等に伴う執行残でございます。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課長の須恵でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の53ページをお願いします。

使用料及び手数料でございますが、県立青少年の家の携帯電話基地局設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしましては、地域学校協働活動推進員などの配置を実施する市町村への補助事業に係る地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

予算現額と収入済額との差480万4,000円は、事業実績額の減によるものであります。

次に、54ページをお願いします。

財産収入でございますが、主なものとしましては、財産運用収入の土地貸付料で、これは熊本県青年会館敷地に係る土地貸付料でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

55ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、主なものとしましては、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理運営に係る経費でございます。

不用額は、主に入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

図書館費でございますが、熊本県立図書館の管理運営及びくまもと文学・歴史館の運営等に係る経費でございます。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

19ページの令和2年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

1つ目は、管理運営費、図書館でございますが、これは、図書購入に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、2月補正による事業であり、図書購入の手続上必要な収集委員会の開催、書店への在庫及び納期確認作業等に日数を要し、年度内執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

図書の購入状況は100%です。

2つ目は、青少年教育施設災害復旧事業でございますが、これは、あしきた青少年の家のり面工事に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、12月の補正による事業で、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

工事は、10月に完了しております。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課長の井上でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

56ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございますが、258万円の不納欠損額と2,724万6,000円が収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、催告と併せて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。

詳細につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

57ページをお願いします。

教育総務費の教育指導費でございますが、人権教育を推進するための経費及び各種人権

教育研修事業等に関わる経費でございます。

不用額は、主に新型コロナウイルス感染症の影響で、事業方法の変更または中止に伴う執行残でございます。

次に、高等学校費の教育振興費でございますが、高等学校等進学奨励事業に関わる経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、主なものとしましては、人権教育関係補助事業に係る経費でございます。

不用額は、主に関係団体の補助事業実績減や新型コロナウイルス感染症拡大による事業の中止に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

28ページの令和2年度収入未済に関する調べをお願いします。

1の歳入決算の状況は、備考欄の記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。これは、現在新たな貸付けは行っておりませんが、平成17年度までに貸し付けた高等学校、大学等の奨学資金の償還金でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3年間の推移、下段の合計欄のとおり、年々減少しております。

次に、29ページをお願いします。

3の収入未済額の状況の右側合計欄を御覧ください。

奨学資金の未納者は、上段の奨学資金貸付金回収金分と下段の年度後返納分を合わせますと130人で、その内訳は表のとおりでございます。

なお、その他につきましては、現在、奨学生本人の状況を確認し、今後分割納付等につなげていくものなどがございます。

4の令和2年度未収金対策につきましては、1の実施した取組内容に記載のとおり、現年度分につきましては、関係市町村担当者に対して返還事務説明会を実施するとともに、

滞納発生後は、未納者に対して、年間を通じて電話や文書による催告を実施しております。

また、過年度分につきましては、関係市町村の担当者と連携して、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じて返還指導を行っております。県外在住者につきましても、電話や文書による交渉を行っております。

2の取組の成果につきましては、3段目に記載のとおり、収入未済額は2,724万6,000円となり、前年度末の3,255万1,000円から530万4,000円の減となっております。

次に、31ページの令和2年度不納欠損に関する調べをお願いします。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金の不納欠損でございます。

令和2年度は、右側備考のとおり、1件、258万円の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、奨学生本人から時効の援用の申立てがあり、消滅時効が成立したことによるものです。

まず、この地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金制度について説明いたします。

いわゆる同和地区の子供たちを対象に、昭和44年の同和对策事業特別措置法に基づき、高校や大学等への就学支援として給付から始まった奨学資金制度であり、法律の改正に伴い、昭和58年から段階的に貸与へ変わってきたものでございます。

平成17年度で貸与は終了しており、これまで約2,000人に約28億円を貸与しております。現在は、返還事務のみを行っております。

当該案件の奨学生は、高校3年間と大学4年間、合計7年間の奨学金貸付けを受けており、借受人は奨学生本人、保証人は父親での申請でした。

奨学金返還は、平成9年度から始まっておりましたが、その当時から両親は、病気等により収入がなく、生活保護を受給しており、

奨学金を返還することが難しい状態であったため、両親を通じて奨学生本人による返還を促しておりました。

しかし、その当時から、両親も奨学生本人と全く連絡が取れない状態であり、所在不明であったため、本課は接触することができませんでした。

その後、住民票による所在調査を続けていたところ、平成25年度に奨学生本人が東京に居住していることが判明し、催告書の送付や自宅への訪問を実施しましたが、一度も本人と接触することができませんでした。

令和2年8月に父親が死亡したことをきっかけに、奨学生本人から、法律事務所を通して時効の援用についての申出があり、県教育委員会の顧問弁護士に相談しながら、内容等を精査した結果、貸付けに関わる全ての債権が時効に該当していたため、今回の不納欠損処分となりました。

一般的な貸付制度であれば、未収金回収のために法的措置を取るところでございますが、本課において法的措置を取っておりません。

当該奨学金貸付制度においては、資金の貸与を受けていたことについて、保護者から子供たちに知らせていないケースが多数ありますが、その理由の一つに、出自について保護者が子供たちには秘密にしていることがございます。法的措置を行った場合、裁判所からの文書により、奨学生本人や卒業後に結婚して築いている家庭、家族が初めて出自を知ること考えられるため、本課としましては法的措置を行っておりません。

なお、他県の状況でございますが、九州各県に確認したところ、法的措置を行った県はございません。

未収金対策においては、これまでとおり、1件1件粘り強く丁寧に対応し、個々の状況に応じて分割納入などにより返還を促していくことが必要だと考えております。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○西村尚武委員 お尋ねします。

まず、冒頭の教育長決算概要説明でありましたが、その中で、育英資金等奨学金貸付けに関わることで、収入未済額が1億8,907万円余となっておりますが、この大きな理由を把握しておられれば教えてほしい。

その中で、附属資料の23ページで、未収金対策ということで説明がありましたが、4番目に奨学生の返還意識の醸成というのが載っています。これは、やはり返還しなきゃいけないという意識が低いということなんですか。それを1つお尋ねしたい。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

西村委員御指摘の収入未済額の点でございますが、これは、途中で育英資金を借りておられて退学をされたり、または進路変更をされたりとか、卒業された後の方以外にも様々な進路の方がございまして、卒業後その返還を随時求めてきておるんですが、まだこういう状況であるというのが一つの現状でございます。

あともう1点、奨学生の、やはり最近是学校のほうでも返還をしなければならないということを引きつと説明もし、保護者にも了解した上で育英資金を借りていただくように、どうしてもこの返還資金が育英資金の運用資金になっていきますので、借りっ放しのまま、借りていずればこれはもらえるのじゃない

かと、そういう誤解が、やはり回収を確保していく段階で認識の甘さあたりも見られましたので、その点については、しっかりと返還意識も併せて醸成を図っているところでございます。

○西村尚武委員 大体分かりましたが、過去、委員長報告でも、23年度、29年度、やはり同じ質問があっているようです、指摘がですね。そういう部分で、やはり県民、市民の税金を使うわけですから、これは大きな課題かなと思っているところでもあります。

あと、もう1つ聞きたいのは、例えば、卒業後、失業等で返還が困難な状態になっている方への対応というのはどうなっていますか。

○重岡高校教育課長 卒業後、返還をされていて、失業等で職を失われたとかいうような場合ですとか、また、コロナ等によって収入が大きく減ったという方につきましては、返還の猶予という形で随時協議をさせていただいて、支払いをさらに分割するなど、そういった対応を丁寧に取らせていただいております。

以上でございます。

○西村尚武委員 分かりました。

やはり、先ほども言いましたように、これは税金でございますので、回収をやはり強化させていただきたいと思っております。ぜひよろしく願います。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○池田和貴委員 すみません、ちょっと今のに関連してなんですけど、収入未済に対する調べ、いろいろ各課から御説明をいただきました。私、その中でちょっと気になるのが、必

ず収入未済の状況の中で、一番最後にその他というのが出てくるんですよ。その他で、多分先ほど社会教育課の中では、その他は、いわゆる今協議を継続中がその他に入っていますという説明があったので分かるんですが、ここはやっぱりきちんと全部説明をしていただきたいんですよ。その他がどういう理由なのかというのを説明の中にぜひ入れていただくことをお願いしたいというふうに思っています。

当然、その他の中の理由は幾つかあるんだと思うんですけども、今の高校教育課の22ページだと、その他のところに、備考に書いてあったりとかするので、その辺は分かるんですけども、やっぱりその他って何なんだろうと、皆さん疑問に思うんじゃないかと思うので、そこだけちょっとこれは要望しておきたいと思います。

○高島和男委員 説明資料の43ページ、学校安全・安心推進課の教育指導費の中で、スクールカウンセラー活用事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

先日14日に、不登校の数というものが公表をされました。このスクールカウンセラーの人数をまず教えていただきたいんですけども。

○野崎学校安全・安心推進課長 先日、問行調査の発表がございまして、そちらでいろいろないじめ、不登校等につきまして発表がございました。

今当課で採用しているスクールカウンセラーにつきましては、小中学校、義務制で83名、県立高校で35名、両方ともかぶるSCがおりますので、トータル94名を任用しているという状況でございます。

以上でございます。

○高島和男委員 人数は今分かりましたけれ

ども、成果表を見てもみますと、活用事業の中で、小中学校で相談をしたという数が78人ですか、県立学校では41人というふうな報告が出ております。県内の不登校の数、全体からすると3,605人と。小学校、中学校、それぞれ内訳も出ておりましたけれども、その数でいくと、今御報告のあったスクールカウンセラーの数というものが、果たして、充足はしてないんだろうと思います。相談件数そのものも、ちょっと相手の生徒数も少ないんじゃないかなと思ったのですが、いかがですか。

○野崎学校安全・安心推進課長 御指摘のとおり、今各学校に配置をする場合に、学校次第では週に2回ですとか、週に1回カウンセラーが行って3時間ほど面談をすると、そこで人数を5人なり6人なりという形で時間を区切ってやっている状況でございますので、なかなか本人たちの希望どおりに全てをやっていくというのは、確かにそういうところでは不足をしている面はあるかというふうに感じておるところでございます。

そちらにつきましては、次年度に向けて、また、できるだけ長い時間現場のほうで相談ができるような形でやっていけるように、財政当局と一緒に相談をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○高島和男委員 次年度という御発言がございました。先ほど教育長の概要説明の冒頭でもおっしゃいました、引き続きということで。ただし、不登校の数というのが5年連続増えてきていると、こういう実態がやっぱりあるということを考えると、スクールカウンセラーだけにお任せしていいのかなという気持ちもございます。そこいらはどうでしょうか。

○野崎学校安全・安心推進課長 今本課の中

で、教育プランの中に入れておりますが、やはり不登校等に陥った生徒が、専門家から支援を受けた数というところで目標の数値等も上げておるところでございますが、それに向けて、できるだけ専門家からの専門的立場から意見をいただきたいというところで、そういう数値目標も立てているところでございます。

ただ、学校の中では、教育相談の体制、一人一人の生徒を見て、その子たちに何か状況の変化がございましたら、きちんとケース会議等をしていくというふうな取組はしておりますので、教職員としては、学校一体となってやっていくという仕組みにはなっているかというふうに思っております。

ただ、やはりそこにどうしても専門家の力が必要ということになりますので、やっぱりスクールカウンセラーに入っただく、もしくはその生徒それぞれが、例えばそういうクリニックにかかるのであれば、そういう病院のほうからも指示をいただくというふうな、やはり専門的なところから指示をいただけるというふうな今取組をしているところでございます。

以上でございます。

○高島和男委員 不登校ということで、学校には出てこない、しかしながら、例えば民間のフリースクールとか行っているという子供もいるかと思うんですけども、そこら辺の把握というのはされているんでしょうか。

○野崎学校安全・安心推進課長 各市町村の教育委員会を通じて、事務所のほうにはある程度の数は上がってきております。

以上でございます。

○高島和男委員 ある程度といいますと、どういうことですか。

○野崎学校安全・安心推進課長 例えば、不登校状態で、もう家に閉じ籠もって出れないという子もおりますし、たまにはフリースクールに行くことができますという子もおります。フリースクールに通っている人数については、そこで把握ができておりますが、全く登校できていない子、そして、そこでの数字につきましては、きちんと押さえているわけではありませんが、概数としては上がってきているという状況でございます。

以上です。

○高島和男委員 新聞にもコメントで掲載されておったように、初期の対応が大事だということで、それはもう私も同感だと思いますので、ぜひ不登校がひきこもりにならないように、ぜひ注意深く対応していただきたいと思います。要望です。

○古閑教育長 今学校安全推進課長のほうからもお答え申し上げましたけれども、高島委員御指摘のとおり、やっぱり早期対応が一番大事だというふうに我々も思っております。

そういった意味で、議会答弁でも何回かお答えを申し上げましたけれども、愛の1・2・3運動プラス1という取組を、今各市町村を含め進めておまして、できるだけ1日、2日、3日休んだ段階で、担任、もしくは担任以外の学校組織を挙げて、不登校で休んだ生徒、児童に対して、しっかりと対応していきたいと思います。

また、プラス1ということで、いわゆるスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、専門的な対応をできるだけ早い時期から入って、今委員御指摘のとおり、不登校自体は文科省も悪いという判断ではないんですけれども、ただ、我々としては、できるだけ学校教育の機会を、しっかり学んでいただきたいという気持ちで対応させていただいておりますし、あと、フ

リースクール等のいわゆる関係機関とも連携しながら、多様な学びの場の確保、連携についてもしっかりと対応していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○山本伸裕委員 関連して、学校安全・安心課にお尋ねしたいんですが、この事業の施策の成果の116ページに、スクールソーシャルワーカーの件に関して、スクールソーシャルワーカー及び県立学校関係者等から成る連絡協議会を開催し、スクールソーシャルワーカーの活動状況を共有し、成果の普及啓発を行ったというようなことが書かれてあります。

この連絡協議会で協議された活動状況の共有の中で、どういう成果が確認され、あるいはどういう課題が浮き彫りになってきたのかというようなことについて、分かれば教えていただきたいと思うんですけども。

○野崎学校安全・安心推進課長 今の御質問につきましては、今現段階で2回ほど研修会、協議会等を開催いたしております。SSWにつきましても、やはり経験等によりまして持っておられるスキルが変わってくるというところで、全体を引っ張っていただけるようなスーパーバイザーを設けまして、その方々を中心にケース会議を開いていただいて、それぞれに議論をしていただく、それを次に生かしていただくというような形で今のところやらせていただいているところでございます。

ですので、基本的には、皆さんがスキルをどんどん上げていただいて、どういう対応もやっていただくというようなところを目指してやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 今お話がありましたよう

に、スクールソーシャルワーカーは、非常にスキルの高さが求められると思うんですよ。というのは、やっぱりいじめであるとか不登校であるとか、かなり、その子供だけではなくて、家庭の事情であるとか、そういった要因が絡んでくるケースというのは非常に多いかと思えますし、そして、問題解決のためには、相当、かなり労力を要するケースも少なくないと思うんですよ。

だから、そういう点では、もちろん技術、スキルのレベルアップというのは当然だと思うんですが、同時に、先ほどもちょっと議論があった配置についてお尋ねしたいんですけども、掛け持ちで幾つかの学校の生徒を見ているとか、そういう状況というのは、やっぱりスクールソーシャルワーカーの場合もあるわけですかね。

○野崎学校安全・安心推進課長 スクールソーシャルワーカーにつきましても、県立高校に今8名配置をしております。それは、その地域ごとに担当していただくということになっております。

小中学校につきましては、各教育事務所、そのほか事案が多いところに4か所ということで、14か所に配置をしておりますので、なかなか1か所で、それぞれ専属でということではなく、担当していただいている形で実施をさせていただいております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 相当やっぱり一つ一つの問題について、かなり労力が必要だと思うし、家庭であったり、学校であったり、丸ごとやっぱり問題を総合的に見ていく必要もあるし、信頼関係というのも大事だと思いますし、そういう点では、かなり過重負担ではないかなという印象があります。やっぱりその人員の確保であったり、そういった点についても検討すべきではないかと思っておりますので、

そこはぜひ検討いただきたいと思っております。これは要望として。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、少し関連にもなりますけれども、昨年度からはコロナの関係もあって、子供たちの感染ということも出てきておまして、ずっとこれは議論もしてまいりましたけれども、感染したことによっていじめとか、そのことによって後は、いじめじゃなくて、健康的に、その感染が治った後どうなのかという、そういった全般的な話をですね。実際、子供の感染が今幾つか例があると思いますけれども、多分いじめはないという話になるかもしれませんが、少しそういった例も何かあるんじゃないかなと思うんですけども、その点どうですかね。昨年度の特徴的な例として。

○野崎学校安全・安心推進課長 そうですね、コロナの関係でいじめられて、学校に行きづらくなってということにつきましては、我々まだ情報が入ってきておりませんが、そこは確認をいたしておりません。申し訳ございません。

○鎌田聡委員 昨年度から、まあ今年度がかなり子供の感染も出てきておまして、そういった状況も含めて、スクールソーシャルワーカーなのか、保健室なのか、学校の先生なのか分かりませんが、やっぱり注意深くその辺も見えていただきたいし、それもいじめだけじゃなくて、やっぱり治った後に学校生活がちゃんと送れているのかどうかとか、あと家庭の環境はどうかとか、しっかりやっぱりそのアフターフォローというか、そこはしっかりとやっていって、新しい昨年度からの課題として出てきておま

で、しっかりとまず状況把握していただいた上でのフォローをぜひお願いしておきたいと思います。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○池田和貴委員 教育政策課にちょっとお尋ねをしたいんですが、歳出のところで、結構やはりコロナウイルスの感染の関係で会議がオンラインに変わったことによって執行残が残ったという説明が幾つかありました。

このコロナウイルスの感染が長引いている関係で、結構、今までは集まることが当然だった会議が、オンライン、ウェブ会議に変わったりとかしていると思うんですね。

やっぱりフェース・ツー・フェースって大事なんですけれども、でも、実際やってみて、もうこれはこのまま集まらぬでも普通のウェブ会議で用が足すんじゃないかとかいうのってあるんじゃないかなと私は思っています。そういったことを整理をしてやっていく必要があるんじゃないかと思えますし、というのは、蒲島知事も、要は今後、アフターコロナに向けて、県内でDXの推進をおっしゃっていますし、ICT教育で子供たちに1人1台やっていく形の中で、その端末の使い方やそれを使った教育はやるんですけれども、でも、いろんな学校の生活の中で、そのウェブを使った、何と言うんですかね、話合いのやり方だとか、今後の意思決定の在り方とか、やっぱりそういうのを教えていく中で、教育現場の組織を運営するやり方もそういうのに変わっていかないと、何か学校での教え方もガラパゴス化してくるんじゃないかという、これは申し訳ないんですけれども、そんなこともちょっと考えたりしているので、そういう話があったかどうか、その辺の議論がなかったかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

今委員から御指摘いただきましたように、今回の新型コロナの関係で、確かに研修の方法を、もともとは全部一律集団での研修という形が主流だったんですが、実際にオンラインでやってみて、この研修だったらオンラインでできるなど、あるいは、ただ、一方では、初任者研修みたいに、やっぱり人間形成には直での対面でのやり取り、そういった実務の研修といいますか、そういったことも重要だというようなことも分かってきました。

ですので、今回このコロナを経験して、じゃあこれはオンラインでもできるんじゃないかと、これはオンライン以外の直の対面でやったほうがいいんじゃないかということで、これから少し仕分をしながら、そこの整理をしていきたいなというふうに思っております。

それと、学校のほうで、確かに子供、1人1台端末が導入されまして、だからといって全てオンラインなり家庭学習なんかも端末でやり取りができるかという、やはりその人間形成という部分で、対面での指導というのも非常に重要な要素としてあるというふうな認識は持っております。

ですので、これからは、どちらかという、どういった場合に対面で、どういった場合にオンラインとか遠隔でという、その辺りの整理をしっかりと、事例を積み重ねながら整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。

ぜひ、そこは、しっかりとこれから組織全体として話し合っていたきたいと思えますし、教職員さんに対する研修も、例えば対面方式でやろうとすると、有能な講師の方と

か、そういった方々をお招きしようと思っても、なかなか日程的に合わなかったりとか、わざわざこっちまで来ていただくのは難しかったりとかというの、例えばオンラインでやると、そういったことも聞くこともできるんじゃないかというふうに思っていますね。

それは、経験を踏まえて、ぜひ検討をしていただくことをお願いしたいと思いますし、あとは、やっぱり、これは、その研修とかだけではなくて、いわゆる皆さん方の事務運営の中でも、迅速に、なるべく早く決裁を進めていくということについても、今までみたい担当さんが押して、係長が押して、それを課長に持って行って、また経理課に持っていったり、これはこれで大切なところもあるんですけども、ただ、ここを、いわゆるデジタルの特性を生かしてうまく効率化できないとか、やっぱりそういう部分も含めて、そうするとやっぱり押印の廃止をどうするかとか、そういう話も出てくると思うんですね。ぜひ総合的に考えていただきたいというふうに要望しておきます。

もう1点、すみません。

これは特別支援教育課さんなんですけれども、38ページ、財産収入のところ、実習生産物売払収入というのがあって、予算は87万4,000円だったんですけども、調定額が133万6,000円ということで、多分その授産品だと思うんですね。やっぱりこれだけ、もともと考えたよりもたくさん売れたということは、それなりに何か生徒の皆さん方とか、そういうのも手応えがあって、これは喜ばしいことなんじゃないかと思うんですけども、これはなぜこう増えたのか、ちょっとこのところを分かたら教えていただけますか。

○牛野特別支援教育課長 売上げが上がった理由ということでしょうか。

○池田和貴委員 はい。

○牛野特別支援教育課長 生徒さん方が、学校数が増えたりとか、それから、各学校で子供たちの力に応じて作業種の見直しと、それから、いろんな販売でニーズがあるもの、そういったものを各学校で毎年検討をしております。恐らく、その検討の結果、ニーズがあって、お客様方がたくさん購入をされたものというふうに捉えております。

以上です。

○池田和貴委員 分かりました。

障害を持っている方々がお作りになる授産製品を販売するという事は、施設の皆さん方とも連携しながらいろいろやっているところなんですけれども、皆さん参加されている方も、やっぱりたくさん売上げがあるとうれしいですし、みんなで喜びを共有しながらやっぱり作るその意義とか何か楽しさというのが、何というか、モチベーションが上がってくる部分はあるんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、この数字は素晴らしいと思いますし、今後とも、そういった意味で、なぜそういうふうになったのかということをお話しながら、ここは伸びているようにやっていくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○増永慎一郎副委員長 15ページです。文化課にお尋ねをします。

美術品取得基金預金金利子ということで、105万9,000円計上があります。また、下にある永青文庫常設展示振興基金預金金利子、これが28万8,000円あります。今普通預金の金利が大体0.001ぐらいだろうと

いうふうに思いますので、多分10億円以上の取得基金があると思うんですけれども、実際は幾らあるんですかね。ちょっと教えてください。

○宮崎文化課長 15ページの美術品取得基金とその下の熊本地震文化財復旧復興基金、これにつきましては、令和2年度末で、美術品につきましては2億2,000万円、それと熊本地震の復興基金につきましては、2年度末の残が18億円ということになっております。

○増永慎一郎副委員長 2億2,000万円しか基金がなくて、金利が高いのはどうしてですか。

○宮崎文化課長 すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、また改めて調べて。

○増永慎一郎副委員長 2億2,000万円、まあそれはいいですけれども、金利がどうのこのじゃなくて、私は、まだいっぱいあるのかなと思っただけの話なんです。

今美術品の取得というのは、実際きちんとやられているのでしょうか。

○宮崎文化課長 毎年美術品については——すみません……

（「計画的に買っていかんと」と呼ぶ者あり）

○野尾教育理事 私、一応館長を兼務しておりますので、私のほうから。

手元に詳しい資料はありませんけれども、この基金については、ここ数年、そう大きくは変わっておりません。

一番今多いのが、寄贈をしていただくものが多くなっております。自分で持っているかもしれないから、これは県民の方で共有してくださいというのが年間数件以上ありま

す。

確かに、残高が2億2,000万円と少なくなってきましたので、取得については、やっぱり慎重に選定をして買うべきものは買っていきますが、今後の美術館をどうしていくかの中で、やはりその買う物件の価値でございしたり、そこら辺は、県民からお預かりしている基金でございしますので、慎重に検討していきたいと思います。

すみません、ちょっと手元に今そのリストがございませんので、また後ほど課長からお答えさせようと思います。

以上でございます。

○増永慎一郎副委員長 永青文庫の常設展示のこの基金は幾らあるんですか。さっき答えがなかったの。

○宮崎文化課長 永青文庫については、約6,000万円の基金残になっております。

○増永慎一郎副委員長 何を言いたかったかということ、ちょっとその基金の残高がどれくらいあるのかというのが分からなくて、かなりあるんだろうなと思ったんですよ。

こういうふうに、いろんな、何と言うか、知事がよく言われるように、3つの苦難があって、熊本地震からの復旧、復興、それから7月豪雨からの復旧、復興、そしてコロナ禍ということで、財政上の基金も残ってない、残高が残ってないというところで、美術品に対して基金がいっぱい残っているというのは、ちょっとどうかなというふうに思いました。

そういうのを、残高がいっぱいあるということは、美術品を買うために残高、当然その文化的な部分では必要だというふうに思うんですけれども、余計残高があった場合に、それは違うんじゃないかというふうな形で県民が思うんじゃないかと思ったのでちょっと聞

いてみましたので、残高がそんなに、まあ私が思っていたような残高じゃなかったからですね。

ただ、やっぱりその2億2,000万円が多いか少ないかという判断はちょっとできませんけれども、そういう感覚を持ってぜひ基金なんかは管理をしていただきたいなというふうに思っています。

ちなみに、今は、その基金への積立てというのはどういうふうになっているんですかね。

○宮崎文化課長 基金につきましては、今繰入れはございませんで、先ほどちょっと購入に関しましては、令和2年度、令和元年度につきましては、今作品の購入はなしということになっております。

○増永慎一郎副委員長 私は、積立てはどうかになっているんですかと、購入じゃなくて。基金への積立ては、まだ今やっているんですか、やってないんですかという質問をしたんですけれども。

○野尾教育理事 基金の積立ては、いわゆる美術品を買う基金の積立ては一切やっておりません。

あと、永青文庫についても、6,000万円を今後どう使うかで議論しております、この永青文庫の場合は、肥後銀行とか民間から集めたものがありまして、それを順次計画的に今まで使ってきた次第でございます。

ですから、委員がおっしゃるように、やはり県民感情を考えながら、基金の運用はしっかりとやっていこうと思います。

以上でございます。

○増永慎一郎副委員長 永青文庫の何か財源への繰入れというのは、674万5,000円繰り入れてあるということで、使われているという

のがここで分かるんですよ。熊本地震の文化財の復旧復興基金もちゃんと繰り入れてあるので、使っているというのは分かるんですけども、いいです。もう今使っていないから、あんまり使わないから、基金のほうに積立てはしてないということなので、それは納得しました。

ただ、その金利が高い分については、何でこの2つの金利が高いのかというのは、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ほかに。

○山本伸裕委員 すみません、また文化課のほうにお尋ねしたいんですけども。附属資料の32ページ、県有財産処分のところですけども、氷川の所蔵庫というのは、個人所有の未指定文化財なんか災害被災して、そういった文化財の流失を防いだり、なくなってしまうというようなことを防ぐような目的で利用されていたかと思うんですけども、処分するというので、その役割というのはどういうふうに継続されているんですかね。

○宮崎文化課長 この氷川庫につきましては、熊本地震のときにレスキューいたしました未指定の文化財等を保管しておりましたが、一昨年中に、この氷川庫に保管しておりました分については、返還も終わりました、あと必要に応じて城南町に資料室のほうもございまして、こちらについては、役割が終わったということで、地元のほうに売却したということになっております。

○山本伸裕委員 そうしたら、被災した、例えば個人所有の未指定の文化財なんかについてのレスキュー事業というのは、城南のほうで、そこを拠点に引き継がれているということですか。

○宮崎文化課長 今回、レスキューに関しては、熊本地震、あと昨年度の7月の豪雨もございしますが、そういったもののレスキューに関しましては、主に城南の資料室を使い、あと必要に応じて、冷蔵が必要なものというのもございしますので、そういったものはまた別に協力を仰ぎながら対応しております。

○山本伸裕委員 やはりちょっと災害を契機にそれが流失してしまって、非常に、あるいは保存状況が悪くて価値が損ねられてしまったりとかいうような懸念があるので、そういうレスキュー事業は非常に重要だと思うし、またこれからも出てくると思うんですよね、そういった必要性が。

だから、そういう点では、改めて熊本が持っている、やっぱり非常に貴重な財産であることは間違いないので、そういった財産の価値が損ねられることがないように、そこはちょっと城南のほうで役割を引き継ぐというのであれば、しっかりとそこは引き継いでいただきたいなということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで教育委員会の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩します。

午前11時47分休憩

午後0時57分開議

○淵上陽一委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、企業局の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め

るために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、企業局長から決算概要の総括説明をお願いいたします。

○國武企業局長 改めまして、こんにちは。企業局でございます。

初めに、前年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

個別事項として、報告第4の9「昨年売却された風力発電事業の最終的な収支が3億1,500万円余の赤字であったことから、今後、新たな事業に取り組む際には、十分に収支の見通しを立てて取り組むこと。」という御指摘がございました。

新たな事業に取り組む際には、御指摘の趣旨に沿い、収支の見通しを検討しつつ、また、外部有識者で構成される企業局経営評価委員会の御意見もいただきながら、事業を進めてまいります。

それでは、令和2年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益15億2,200万円余に対し、総費用は17億9,500万円余で、差引き2億7,300万円余の純損失となっております。

この主な原因は、緑川発電所がリニューアル工事により売電を停止した中、市房発電所の工事完了による固定価格買取制度を活用した売電の開始に伴い、電力収支が前年度から増加したものの、市房発電所に係る新たな資産取得により、減価償却費が増加したことによるものであります。

次に、工業用水道事業会計でございます。

3工業用水道事業会計合計で、総収益10億2,900万円余に対し、総費用は10億9,400万円余で、差引き6,400万円余の純損失となっております。

施設別では、苓北、八代では純利益を確保しましたが、有明につきましては、純損失を計上しております。

なお、令和3年4月から、工業用水道分野では、全国初となるコンセッション方式を導入し、ウォーターサークルくまもと株式会社が運営を行っております。

最後に、有料駐車場事業会計でございますが、総収益1億2,800万円余に対し、総費用は8,400万円余で、差引き4,300万円余の純利益となっております。

なお、令和3年4月から指定管理者制度の2期目がスタートしたところでございます。

以上が決算の概要ですが、決算内容の詳細につきましては、この後総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 それでは、お手元の白い冊子、令和2年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお開きください。

下段の第2、審査の結果ですが、3つの事業会計の決算諸表は、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

2ページをお願いいたします。

ここからは、事業会計ごとに経営の状況を記載しておりますが、企業局長の説明もございましたので割愛させていただきます、少し飛びますが、26ページをお願いいたします。

決算審査意見について御説明いたします。

まず、1、電気事業会計でございます。

令和2年度決算は、昨年度に引き続き赤字となっておりますが、これは、先ほどの説明のとおり、市房発電所において、F I T移行

により電力料収入が増加したものの、緑川発電所の発電停止による収入の減少と市房発電所のリニューアル工事の完了に伴う減価償却費の増加が主な要因でございます。

令和4年度までは、緑川発電所のリニューアル工事により、電力料収入の増加が見込まれないことから、今後も引き続き経費節減に努めるほか、効率的な工事を実施していくことを求めています。

次に、2、工業用水道事業会計です。

令和2年度決算は、有明工業用水道事業において、竜門ダム関連の負担金が大いことから、1億2,000万円の経常損失を計上しております。工業用水道事業全体での累積欠損金が50億4,000万円となっており、非常に厳しい状況にあります。

このため、収支改善を図る必要があり、多くの未利用水を抱える有明、八代においては、多角的な視点からさらなる需要拡大に努めるとともに、今年度からコンセッション方式による民間事業者の運営が開始されたことから、経費削減や業務改善の効果検証等を実施し、安定した事業経営につなげていくことが求められます。

しかしながら、これらの改善策を講じても、竜門ダムの建設費用が重くのしかかる中、累積欠損の解消は困難な状況であり、抜本的な対策を講じる必要があると考えております。

27ページをお願いします。

3、有料駐車場事業会計です。

令和2年度決算でも、純利益4,300万円余を確保するなど、良好な経営状況を保っており、令和元年度に引き続き、県政貢献のため、内部留保資金から一般会計へ2億円を繰り出されています。

ただ、新型コロナの影響で、利用台数が減少し、現在も厳しい状況が続いておりますので、今後とも、指定管理者による民間のノウハウを生かした管理運営、サービス提供によ

り、県民が利用しやすい駐車場の運営に努めていただきたいと思います。

最後に、全般的事項として2点申し上げます。

1点目は、引き続き第5期経営基本計画を確実に推進するとともに、工業用水道事業の厳しい経営状況に鑑み、一般会計との負担ルールの見直しを行うなど、将来にわたる経営安定化に向けた対策を講じる必要があると意見を述べております。

次に、2点目として、有料駐車場事業会計に加えて、FITの適用により電気事業会計の財務状況が今後大きく好転することが見込まれますので、経営の安定化を図りつつ、引き続き県政貢献に取り組まれるとともに、発電所やダム等の所在市町村への支援等にも継続的に取り組まれることを期待しております。

以上が企業局の決算審査意見の概要でございます。よろしくお願いたします。

○淵上陽一委員長 次に、総務経営課から、決算資料の説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課長の亀丸でございます。よろしくお願いたします。

それでは、御説明申し上げます。

まず、定期監査の結果につきましては、企業局の指摘事項はございませんでした。

次に、監査委員からありました決算審査意見につきまして、その取組状況を説明いたしますが、先ほど局長から説明した内容と重複する点につきましては、省略させていただきます。

まず、電気事業会計では、令和4年度まで、リニューアル現地工事に伴う発電停止の影響などにより、一時的に赤字が続くと見込まれますが、内部留保資金を確保しており、経営面での影響はございません。

なお、リニューアルが完了した発電所につ

きまして、令和2年度からの市房第一、第二発電所に続きまして、令和4年度からは緑川第一、第二発電所と、順次、現在の約2.5倍の電気料金で20年間固定価格での売電が決まっており、安定的な経営が続く見通しですが、引き続き、効率的な工事の実施及び事業の経営に努めまして、経費の節減に取り組んでまいります。

次に、工業用水道事業会計では、八代と苓北は黒字を計上しておりますが、有明では、竜門ダム使用权の減価償却などの関連経費として毎年度約4億円の負担が必要であり、当分の間赤字が続く見込みでございます。

令和3年度から、有明及び八代工業用水道事業に導入いたしましたコンセッション方式では、運営権者から未利用水の有効活用について提案できることとしておりますので、今後、県と運営権者であるウォーターサークルくまもと株式会社の双方で、工業用水道事業の需要拡大に努めてまいります。

また、引き続き、経費縮減の実施、効果の検証などが行われますように、業務、財務に関するモニタリングの実施などにより対応を図ってまいります。

次に、有料駐車場事業会計では、指定管理者からの納付金を収入としておりますので、良好な経営状況を維持しておりますが、駐車場の利用台数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年度に比べ減少となりました。

今後、駐車場利用台数の回復に向けて、指定管理者としっかり連携し、利用しやすい駐車場を目指してまいります。

なお、令和3年4月から、サービス向上の一環といたしまして、これまでのクレジットカード利用に加え、くまモンICカードの利用を可能にするなど、決済サービスの充実を図り、また、EV充電器の設置を進めるなど、利用者の利便性の向上に努めているところでございます。

最後に、全般的事項ですが、経営安定化に向けた取組といたしまして、第5期経営基本計画を着実に推進してまいります。

特に、工業用水道事業の将来にわたる経営安定化に向けた対策として、有明、八代工業用水道事業については、全国初となるコンセッション方式を今年度から導入いたしまして経費の縮減を図っているところであり、また、現在、知事部局との間で負担ルールの見直しについて協議しているところでもございます。

あわせて、減損会計につきましては、減損会計に関する取扱要領に基づき、適切な処理を進めてまいります。

また、地域貢献の取組については、電気事業、有料駐車場事業で安定的な収益が確保されるような経営に努め、県政貢献として、引き続き一般会計への繰り出しを行ってまいります。

企業局の施設が立地する市町村への支援につきましても、引き続き取り組んでまいります。

決算審査意見につきましては、以上でございます。

次に、決算概要につきまして、お手元のこのA4の横サイズの令和3年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページの電気事業会計をお願いいたします。

1、施設概要ですが、水力発電は、市房第一発電所から菊鹿発電所までの7つの発電所を運営しております。

このうち、市房第一と第二、緑川第一と第二の主力の4つの発電所につきましては、順次50年から60年に1度の大規模更新工事、いわゆるリニューアル工事を行っており、市房の2つの発電所は、令和2年度までに完了、発電を再開しております。また、緑川の2つの発電所につきましては、令和4年度までに工事を完了する予定でございます。

なお、令和2年度の実績供給電力量は6,306万キロワットアワーで、緑川第一、第二発電所の発電停止によりまして、前年度比62.2%となりました。

次に、2、電力料金の契約の状況及び実績でございますが、発電した電力につきましては、全量を九州電力へ売電しております。

水力発電の緑川第一などの5つの発電所は、2年ごとに契約料金を改定しており、令和2年度からは、1キロワットアワー当たり9.67円相当で、料金収入は記載のとおりでございます。

また、下の4つの表のうち、右側の3つの表につきましては、FIT、固定価格買取制度の適用分を記載しており、市房第一及び市房第二は、リニューアル後の単価を適用しております。それ以外の発電所につきましては、左側の単価を適用しておりますが、このうち緑川第一及び第二につきましては、リニューアル後はFIT単価を適用する予定としております。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

3、令和2年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支ですが、表の頭、令和2年度(A)の欄を御覧ください。

収入の合計が15億2,200万円余、支出の合計が17億9,500万円余で、差引き2億7,300万円余の純損失が生じております。

要因としましては、電力料収入が、市房第一及び第二発電所がFIT単価での供給開始となったことから、2億9,600万円余の増収となっております。収入全体では3億5,200万円余の増収となりました。しかしながら、一方、支出のほうで、市房発電所のリニューアル工事の完了に伴いまして、減価償却費などが増加しましたことによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

(2)の剰余金の状況ですが、令和2年度

は、2億7,300万円余の純損失という結果ですが、これには令和元年度からの繰越利益剰余金8億7,400万円余を充てることとしております。

これにより、令和3年度への繰越利益剰余金は6億100万円余となり、この結果、ページ右側の(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、内部留保資金は29億700万円余になります。

次に、ページの下のほうの資本的収支ですが、表の頭(A)の欄を御覧ください。

建設改良費や企業債償還金など、資本的支出が合計22億8,400万円余、一方、資本的収入は、固定資産売却代金、工業用水道事業会計からの返還金で、合計2億6,500万円余となっております。

不足する20億1,900万円余は、摘要欄にございますように、過年度分損益勘定留保資金、それから、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計です。

1、施設概要ですが、有明工業用水道が昭和50年、八代工業用水道が昭和52年、苓北工業用水道が平成5年に給水を開始し、給水能力は合計で1日当たり6万8,360立方メートルでございます。

次に、2の利用状況ですが、令和3年3月31日現在で、有明、八代、苓北の3施設合わせて39社に給水しており、前年度と比べ1社減少しております。

契約水量は、有明、苓北では前年度と変わりませんでしたけれども、八代において、10立方メートルの減量となっております。

なお、備考欄に記載の契約率が、有明、八代とも4割前後となっていることにつきましては、引き続き関係機関と連携して需要の増に努めてまいります。

5ページをお願いします。

令和2年度決算の状況です。

(1)の収益的収支ですが、3つの工業用水道別の収支状況につきまして、表の右側、摘要欄の一番下の段を御覧ください。

八代と苓北は、それぞれ1,500万円余、3,500万円余の純利益を確保いたしましたのですが、有明につきましては、1億1,500万円余の純損失となっております。

次に、3つの施設の合計を御説明いたします。

表の頭(A)の真ん中辺りに収入の合計がございまして、10億2,900万円余、下から2段目の支出の合計は10億9,400万円余で、差引き6,400万円余の純損失となっております。

1枚おめくりいただきまして、6ページをお願いします。

(2)、欠損金の状況です。

2年度末では、有明で48億2,500万円余、八代で13億600万円余の累積欠損金があり、全体では50億4,000万円余の累積欠損金を抱えております。

次に、下の段の(3)資本的収支ですが、表の頭(A)の欄を御覧ください。

資本的支出の計は10億8,600万円余と、資本的収入の計は10億5,700万円余となっております。不足する2,800万円余は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金で補填しております。

7ページの有料駐車場事業会計をお願いいたします。

1、施設概要ですが、有料駐車場事業は、熊本市中央区安政町の立体駐車場が収容台数298台、熊本市中央区新屋敷の月ぎめの平面駐車場が37台で運営しております。

次に、下の段の2、駐車台数実績ですが、普通駐車と定期車を合わせた駐車台数は15万5,306台で、前年度から約6万7,000台下回ったところがございます。新型コロナ感染対策が長期化していることによる人流減少の影

響だと考えられております。

1枚おめくりいただきまして、8ページをお願いします。

令和2年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支ですが、表の頭(A)の欄を御覧ください。

真ん中辺りに記載のとおり、収入の合計が1億2,800万円余、支出は8,400万円余で、4,300万円余の純利益となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)剰余金(利益)処分計算書案でございます。

令和2年度末処分利益剰余金、これは①から③までの合計になりますが、4,352万7,343円、そのうち4,352万7,000円を、処分案に示しておりますように、地域振興積立金に充てたいと考えております。これは、一般会計で実施する環境や新エネルギーの導入などの事業に繰り出すための企業局の積立金でございます。

処分後は、右側にある(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、内部留保資金は8億4,400万円余となります。

次に、(4)資本的収支ですが、一般会計へ繰り出した他会計への繰出金2億円は、資本的支出となります。財源につきましては、地域振興積立金を活用しております。

以上が令和2年度決算の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○増永慎一郎副委員長 ちょっと説明で分からなかったんですけども、それぞれの事業について営業費用が非常に多くなっているの

は、もうちょっと何か詳しく説明をしていただけませんか。例えば、人件費、この資料を見る限りだったら、人数変わらなかったり、人が減っているのに人件費が多くなっていたりとかですね。そういう説明は全然なかったもので、その辺をちょっと。まあ、人件費に限ってだけでいいですから、説明をしていただきたいなど。

○亀丸総務経営課長 まず、A4横の資料の2ページをお願いいたします。

電気事業会計でございますけれども、こちらの下での支出の営業費用、この中の職員給与費でございますけれども、これが約1億8,800万円ぐらい増えております。これは、右側の摘要欄にありますように、職員の数としては1人しか増えておりませんのだけれども、これは、昨年度の包括外部監査の中で、退職給付引当金につきまして、適正に計上をするようにというふうにお話をいただきまして、その後検討をし直して、適正な退職給付引当金を計上したものでございます。

退職給付引当金といいますのは、知事部局のほうでは普通は計上しないんですけれども、我々の企業局の企業会計におきましては、一般の企業と同じような形で、あらかじめ将来の退職する方の退職金に備える形で引当金を積んでおいていかなければなりません。その関係で、今回、職員給与費の中に退職給付引当金という形で適正に計上をさせていただいたところでございます。

それから、同じく営業費用の中で、大きなものとしたしまして減価償却費というのがございます。これにつきましては、先ほどもちょっと御説明申し上げたところですけども、市房ダムのリニューアル工事が終わりました、その資産の減価償却が令和2年度から始まったことに伴いまして、減価償却費が増加したものでございます。

当然ながら、これは、令和4年度に緑川発

電所のリニューアル工事が終われば、さらに減価償却費という形で支出のほうに計上されていくものでございます。

それから、続きまして、工業用水道事業のほうでございますが、これは、同じく5ページのほうの支出のところになります。

これも、職員給与費のところは、先ほどと同じような形で、退職引当金を適正に計上したことに伴って、職員の数は8人から7人という形で1人減ってはおりますけれども、引当金の関係で若干増えておるところでございます。

それから、同じく減価償却費のところにつきましては、右側の摘要欄のところにもございますように、竜門ダムの使用権の償却、これがやはり大きく我々の企業会計にのしかかっておりまして、ダムの使用権の償却ということで約2億8,000万、それ以外のダム関係の負担金を含めると、約4億円ほどの支出が毎年出てくるというふうなことがございまして、これが一番工業用水道事業会計を圧迫している主な要因でございます。

○増永慎一郎副委員長 去年と違う点があれば、それは特出ししてやっぱりきちんと説明をしていただかないと、全然分かりませんので。

それから、人件費以外にも、例えば今の工業用水事業の薬品費が増えているとか、通常の状態でも——減価償却はわかりますよ、新たな設備をしたら金額が去年より増えたというの。しかし、通常のことでは営業費用が増えていくというのには何らかの原因があるはずですから、そういう部分は一つ一つ説明をして、ある程度大枠に説明をしていただかないと、こういう資料を見ても、もう質問ばかりで多分終わらないんじゃないですか。何か私たちが分からないと思って、ただ並べて、こうですと言って説明をして、それで終わろうと思っていないんじゃないですか。分からな

いですよ、これは多分。

例えば、さっき言った退職金のお金、あれは今までどこの会計の中に入っていたんですか。

○亀丸総務経営課長 退職金につきましては、今までは知事部局と同じような形で、その年度に退職する——前々年度に予算を組むものですから、その年度に退職する予定の方の人数分だけしか上げてなかったんですね。それを、今回は、今いる職員の全員がもし年度末に退職するのであれば幾らかかるのか、そういうふうな形での計上の仕方に改めたところでございます。

○増永慎一郎副委員長 まあ、そっちのほうの方が分かりやすいからそういうふうにしたということであれば、それがのっかってくるから、その赤字幅というのは毎年どんどんどん増えていくというのにも目に見えますよね。

だから、今までがうその会計をやっていたというふうな話になるわけですよ、人件費に限って言えば。今からが正常な人件費というその費用、営業の費用が、今までは計上すべきだった部分が計上してなかった。しかし、今からは、前年度の会計からはきちんとするというような形になったわけですよ。

○亀丸総務経営課長 そうですね。適正な企業会計のやり方に改善をさせていただいたということでございます。

○増永慎一郎副委員長 それは、どこからか指摘があったんですか。

○亀丸総務経営課長 包括外部監査のほうからの指摘事項でございます。

○増永慎一郎副委員長 何か非常にいろんな

疑問が残って、今説明聞いただけでは、この決算の委員会が何か成り立つかどうかというのを非常に疑問に感じるんですけども、やっぱり大きく違うじゃないですか、これは。去年と比べて明らかに。1個1個、やっぱり何でこれは大きくなっているんですか、これは大きくなっているんですかと。今の人件費に関しては、職員費に関しては分かります、職員給与費に関しては。しかし、薬品費は、何でこんなに400万近く多くなっているのか、このパーセンテージが非常に多いんですよ。何で修繕費が大きくなっているのか。

普通だったら、毎年毎年、業務をしていく中、企業局の経営をしていく中に、大きな改善がない限りはある程度固定化していると思うんですよ。もともと、企業だったら、売上げに乗じて、それに対する営業の費用というのは上がっていくけれども、これを見たら——もう人件費は分かりましたよ。しかし、その他に関しては、あんまり、そんな顕著な、何というか、影響がないみたいなのに営業費用だけぽんと上がっているというふうにしか見えないので、そういう部分は丁寧に説明してもらわないと、私たちが、ほかの人はどうか分かりませんが、決算の審査をする際に、何か全然審査ができないような感じがするんですけども。

○國武企業局長 委員御指摘のとおりで、申し訳ございません。丁寧な説明をしなければならぬというふうに思いました。

今工業用水道のところで御指摘いただきました点でございますけれども、薬品費というところでございました。

実は、工業用水についての薬品というのは、水というのは、PHと水温とそれから濁度でございます。昨年は、御案内のとおり、いろいろ大雨等もございまして、濁度を下げるところで薬品の使用量が増えており

まして、そういうことで、とりわけ167%ということで薬品の使用量が増えております。

それから、修繕費につきましては、これも先生御指摘のとおりでございまして、修繕計画を年次別につけております。そういう関係で、全体を見ながらやっちはおるんですけども、多い年と少ない年というのが当然出てまいりまして、そういう中で、昨年度ちょっと修繕費が、工業用水については、コンセッションを控えていたということもございまして、修繕費のほうが多かったというところでございます。

○池田和貴委員 関連してなんですけれども、私も、今副委員長がおっしゃったように、全体的な説明としてはされているんだと思うんですが、各項目ごとに、差異があるところについては私たちも注目するので、そこについて、この科目ごとの説明をきちんとしてくださいということだったと思うんですね。

それは、私も、本当副委員長がおっしゃるとおりだというふうに思いますので、今後説明の仕方を考えていただきたいということと、あと退職給付引当金については、基本的には、特別な将来の債務としてここに記載することもありますけれども、別に記載しなければいけないというふうになっているわけじゃないんですよ。これは、会計法上、たしか記載しなくてもいい場合もあるんですよ。でも、それは、将来確定するのであれば、それを入れることも構わないんですけども、別に今まで入れてなかったことがこれはおかしいということではないんですよ。と、私はそういうふうに理解しているんですけども。ですから、説明の仕方は、さっきもおっしゃっておられたように、例えば今その修繕の費用が、計画に基づいてやっついていて、資料を添付しているというのであれば、その資料を示しながら、今年度の修繕計画はこういう

ふうになっています、だからこう高いんですとか、今年度の修繕計画はこうなっていますが、これをさらにコンセッションの前に前倒し、この前のやつを前倒したのでこれだけ高くなっていますとか。そういう丁寧な説明をしてもらおうと、我々、要するに決算を認定するかどうか、最後我々決めなきゃいけないので、そういう説明をしていただきたいということでございますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○淵上陽一委員長 ほかに。

○松村秀逸委員 2ページで、減価償却費が大きな赤字の要因ということでしたけれども、すみません、減価償却費は何年間ですか。年数は、何年間で償却するんでしょうか。

○亀丸総務経営課長 耐用年数の関係でその期間が決められているところでございますけれども……

○松村秀逸委員 期間というのは分かるんですけど、年数をお答えください。

○伊藤工務課長 通常の水力発電設備といたしましては、22年でございます。

○松村秀逸委員 この赤字の中で、この償却費と営業費用が結構大きくなっているようなんですけども、22年間、ずっと赤字になる可能性もあるということですよ。

○亀丸総務経営課長 今、先ほどお話がございましたように、リニューアル工事をやっております、一時的に発電機をストップさせております。その関係で電力の売電が減っておりますけれども、リニューアル工事が終わりましたら、FIT単価といいまして、今の

2.5倍の、市房で言えば24円、その単価で売電ができるようになりますので、収支のほうはどんどん改善していく見込みでございます。

○松村秀逸委員 参考のために、すみません、そうなった場合の予定のこの利益はどれぐらい見込まれていますか。

○亀丸総務経営課長 収入から支出を差し引きまして、約11億円程度の利益が出る見込みでございます。

○松村秀逸委員 ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで企業局の審査を終了します。

ここで説明員の入替えのため、しばらく休憩します。

午後1時42分休憩

午後1時45分開議

○淵上陽一委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、病院事業管理者から決算概要の総括説明をお願いします。

○渡辺病院事業管理者 病院局でございます。

まず、決算等の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要する事項等とされました点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

病院局に対しましては、「県立の精神科医

療機関として児童・思春期医療が重要な役割を担っていることに鑑み、その専門医の確保について、引き続き、大学病院に働きかけるとともに、他県から医師を確保するなど、さらなる対策に取り組むこと。」との御指摘をいただきました。

こころの医療センターでは、発達障害児への支援や精神疾患の早期発見、早期治療の観点から、児童・思春期医療に取り組んでおります。

専門性を求められる分野であることから、熊本大学をはじめとする関係機関と連携を図りながら、専門医の確保に努めるとともに、病院内部での専門医育成に取り組んでまいりました。

これまで新たな専門医を確保するまでには至っておりませんが、引き続き、県の内外を問わず、取組を進めてまいります。

次に、当センターの運営状況について御説明いたします。

当センターでは、県立の精神科病院として、措置入院など民間では対応が困難な患者の受入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティーネットとしての役割を担うとともに、政策的・先導的医療を推進するため、患者の地域移行支援や児童・思春期医療に重点的に取り組んでおります。

今年度のこころの医療センターの入院患者数は90名程度、外来患者数は、1日平均95名程度で推移しております。

昨年度からは、新型コロナウイルス感染者を受け入れておりますが、平時にも専用病床を3床、感染者が急増した緊急時には10床の入院患者受入れ体制を取っております。

また、今年度から来年度にかけまして、老朽化した空調設備及び照明設備等の大規模改修に着手しております。

次に、令和2年度の決算状況について、概略を御説明いたします。

総収益16億9,000万円余に対し、総費用16

億7,000万円余で、2,000万円余の純利益となっております。

医師不足に加え、新型コロナウイルス感染症の流行という厳しい経営環境の中、現場を支える医療スタッフの努力により何とか黒字を確保いたしました。

今後も、県立病院として期待されている役割を果たすとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要ですが、詳細につきましては、この後総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 このお手元のピンクの冊子をお願いいたします。

まず、1ページをお願いします。

中段に、審査の結果を記載しております。

決算諸表は、病院事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況や経営成績について記載しておりますが、病院局の説明と重複いたしますので割愛させていただきますので、9ページをお願いいたします。

ここに審査意見を記載しておりますので、御説明申し上げます。

まず、(1)平成30年度からスタートされております第3次中期経営計画の着実な実施についてです。

計画の3年目となります令和2年度においても、前年度に引き続き、実績が目標値を下回っております。コロナ禍の厳しい状況ではありますが、今後も運営体制の強化、安定した経営基盤の確立を図り、計画の着実な実施に取り組む必要があると考えております。

次に、(2)医療スタッフの確保についてで

す。

先ほど病院局長のほうからも説明がありましたけれども、安定的な医療体制を確立するために、引き続き知事部局と連携し、熊本大学等への働きかけを行い、医療スタッフの確保、養成に努めるとともに、これまで蓄積されましたノウハウを生かしながら、スタッフの専門性を高めていくことも必要と考えております。

次に、(3)新たなニーズに対応した医療の展開についてです。

児童・思春期医療や患者の地域生活支援については、政策的、先導的な医療をより一層推進し、利用者のニーズに対応した展開に努めていただきたいと考えております。

最後に、(4)県立精神科病院としての地域への貢献についてでございます。

県下の精神医療の拠点として、これまで講習会開催や精神科認定看護師の講師派遣に加え、特に昨年度から、新型コロナの患者受入れも行っていただいております。

引き続き、県内精神科医療のセーフティネットとしての機能充実とともに、センターが有する諸資源を活用し、地域貢献への積極的な取組を期待すると意見を述べさせていただいております。

以上が病院局の決算審査意見の概要でございます。よろしく願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○杉本総務経営課長 本年度の定期監査における指摘事項はございませんでした。

続きまして、監査委員からの決算審査意見について、取組状況を御説明いたします。

1点目は、第3次中期経営計画の着実な実施についてでありました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、外来患者数

が減少し、病床利用率も目標を下回りました。

現在、コロナ禍は落ち着きを見せてきましたが、当病院の患者数は、まだ以前の状況にさえ戻っておりません。新型コロナの完全終息を見据えながら、引き続き運営体制の強化に努め、目標達成に向けて取り組んでまいります。

2点目は、医師をはじめとした医療スタッフの確保についてでありました。

医師の現在は、常勤4人、非常勤5人の医師を熊本大学から派遣しておりますが、今後も知事部局と連携し、熊本大学へ専門医師の派遣をお願いしてまいります。

また、児童・思春期医療については、これまでの経験を生かし、現行スタッフの専門性を高めながら、積極的に推進してまいります。

3点目は、新たなニーズに対応した医療の展開についてであります。

こころの医療センターでは、昨年新型コロナ発生時から、精神疾患のあるコロナ患者の入院受入れ体制を整え、進めてまいりました。

また、今後も、児童・思春期医療や患者の社会復帰と地域生活を支援するなどの新たなニーズに対応した医療を展開してまいります。

4点目は、県立精神科病院としての地域への貢献についてでございます。

先ほど申し上げましたように、精神疾患のあるコロナ患者の入院体制を構築し、これまで39人の入院受入れを行ってきました。

県立の精神科病院に対する県民の期待に応えるべく、引き続きセーフティネットの機能充実を図り、地域医療に貢献してまいります。

決算審査意見書につきましては、以上であります。

続きまして、令和2年度の決算状況につき

まして御説明いたします。

お手元の令和3年度決算特別委員会説明資料を御覧ください。

資料の1ページ、1、病院の概要をお願いいたします。

(1)、病院の沿革についてですが、本病院は、昭和50年に富合病院として開設し、平成9年の改築後はこころの医療センターとして運営しております。

稼働病床は150床ですが、そのうち10床は結核病床となっております。現在は、この結核病床を新型コロナウイルス感染症患者の専用病床に転用しております。

また、本病院の設置根拠は精神保健福祉法にあり、県に設置が義務づけられている精神科病院として位置づけられております。

経営形態は、地方公営企業で、地方公営企業法の全部適用となっております。

(2)の組織図を御覧ください。

病院は、病院事業管理者の下、職員102名で組織し、うち診療部が26人、看護部が65人、総務経営課が9人という構成です。

次の(3)、病棟構成を御覧ください。

本来4病棟あるのですが、1病棟を現在休止しているため、稼働している3病棟を記載しております。

表の上から、東2病棟、急性期治療病棟と次の西1病棟、総合治療病棟は、閉鎖病棟となっております。その下の西2病棟、社会復帰病棟は開放病棟で、この中に児童・思春期の入院治療を専門に行う20床の思春期ユニットを設置しております。

1枚おめくりいただき、2ページをお願いします。

ここから、令和2年度の状況について御説明申し上げます。

まず、当病院の第1の使命でありますセーフティーネット機能の維持、充実についてです。

表には、措置入院の患者数や医療面で高度

な専門性を要する入院患者数、他病院からの新患受入れ患者数等を掲載しております。この表の状況から、当病院がセーフティーネット機能を発揮していることがうかがえます。

前年度で変化が大きかったのは、上から3番目の他病院からの受入れ、プラス14人とありますが、コロナ患者の転院を受け入れたことでこれは増加したものでございます。

この表の一番下に、新型コロナウイルス感染症の入院患者数を記載しておりますが、入院患者数は22人、入院延べ日数は270日となりました。

3ページをお願いいたします。

2、政策的・先導的医療の展開についてです。

(1)政策的医療の展開については、患者の地域での社会生活に向けた地域生活支援の充実を図りました。

平成2年度に設置した地域生活支援室が中心となって、多職種の医療スタッフと連携しながら、きめ細やかな訪問支援や相談対応を行っています。

具体的には、②の活動状況にありますとおり、退院後の社会生活に不安を抱える患者を対象として、日常生活支援、金銭、服薬管理等の支援を行いました。

中央の表の一番下の欄、訪問支援延べ人数を御覧ください。

一番右側の令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防のため訪問頻度を抑えたこともありましたが、延べ1,340人の訪問支援を行うことができました。

次の(2)先導的医療の展開では、県内に児童・思春期医療を行う医療機関が少ないため、県立病院としてそのニーズに応えるべく、外来から診療、入院まで、一貫した医療体制を構築しています。

①外来の表にあるように、令和2年度のこころの思春期外来の新患は79人で、延べ1,477人の利用がありました。

また、②の入院については、平成30年度から、20床の専用病床、思春期ユニットを稼働し、ここに数値は書いてありませんが、令和2年度は延べ1,710人の入院がありました。

1枚おめくりいただき、4ページをお願いいたします。

3、入院・外来の状況についてです。

アの入院の状況ですが、表を御覧ください。

入院患者延べ人数は797人減少しましたが、入院単価の高い児童・思春期の患者や新型コロナウイルス患者の受入れなどにより、入院収益は881万3,000円増加しました。

その下の棒グラフは、左が入院患者数、右が入院収益の過去5年間の推移を表しています。患者数は一貫して減少しており、収益は凹凸ありますが、総じて減少になります。

次に、イ、外来の状況ですが、これは、外来患者、外来収益とも大きく減少しました。

この表を御覧ください。

表の右端の前年度増減にもあるように、外来延べ人数は2,088人減少し、一番下の外来収益も1,542万2,000円減少しました。これは、新型コロナウイルス感染防止のため、デイケアを一時休止したことなどによる影響です。

この表の下の棒グラフは、左が患者数、右が収益の推移を表していますが、患者数、収益とも共に減少を続けています。

平成30年度以前は、デイケア利用者が他の就労支援施設利用に移行したことによる減少でございましたが、令和元年度以降は、コロナ対応としてのデイケア等の休止、縮小や患者の受診控えなどが大きく影響したと思われる。

次の5ページをお願いします。

経営状況です。

ア、当期純利益は、前年度に引き続き黒字となりました。

黒字要因としては、総収入では、先ほどの入院収益の増と新型コロナウイルス患者の入院病床確

保に係る補助金、それから、総費用では、退職給付引当金の減少があったため黒字となっております。

表を御覧ください。

令和2年度の総収益は16億9,847万5,000円で、前年比3,331万1,000円の減となりました。一方で、総費用は16億7,682万9,000円となり、これも前年比4,748万1,000円の減となりました。このため、当期純利益は2,164万6,000円となっております。

イ、一般会計からの繰入れは、医療を柱とする収益的収入を国の繰り出し基準に従い算定した8億8,755万8,000円を、県の一般会計から繰り入れております。

その下の資本的収入、つまり施設整備等に充てる分については、平成23年度から令和2年度までは繰入れを行っていませんでした。ただし、令和3年度は、当初予算に国の繰入れ基準に従い算定した額を計上し、本年度繰り入れることとしております。

その下、5、経営目標の達成状況については、下の表を御覧ください。

表左側の5つが具体的な経営目標の項目ですが、その目標値を、真ん中の列、第3次中期経営計画の目標値に上げております。この目標値とその右側の令和2年度実績値を比較したものが、一番右の経営目標達成率です。

令和2年度は、いずれの項目も目標達成に至りませんでした。特に、上から3つ目の1日の外来患者数の達成率は74.9%、その下の1月のデイケア延べ人数の達成率も46.0%と、新型コロナウイルスの影響を受け、低いものになりました。

1枚おめくりください。

両開きで見て、右側の7ページに令和2年度の決算の状況を記載しておりますが、これは数字ばかりで全体像がつかみにくい面がありますので、左の6ページに大きくりの棒グラフで見やすくしております。こちらで御説明いたします。

棒グラフの左が総収益、右の棒グラフが総費用です。

左の棒グラフの上から、入院収益が5.95億円、その下の外来収益が1.29億円あります。この2つの収益を合計しますと7.24億円となりますが、その下の一般会計負担金は8.88億円ですので、入院と外来を合わせた医療収益を一般会計負担金が上回っており、病院経営は一般会計に大きく依存している状況です。

右の総費用の棒グラフを御覧ください。

総費用の大半を占める給与費が10.83億円となっております。左の収益の棒グラフと対比させると分かりますが、入院収益と外来収益の合計よりも給与費が大きくなっておりま

す。このように、給与費が入院収益や外来収益で賄えないほど大きくなっています。これについては、こころの医療センターが、県立病院として精神医療のセーフティーネット機能を果たすべく、他の医療機関では受入れ困難な患者を受け入れることや政策的・先導的医療を積極的に展開する必要があることから、専門的知識と経験を有する質の高い医療スタッフを配置しているためと分析しております。

今後も、収益の確保、増収に努め、財政健全化を図ってまいります。このことについても御理解いただき、併せて御支援を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

した。

セーフティーネットとしてなくてはならない県立病院ということで、昨年、今年も、コロナでは、相当経営的にも大変じゃなかったのかなというのは御推察をし、思っております。

ただ、幾つかちょっと思うのが、先ほど御説明をいただいた4ページで、児童・思春期の外来収益が高いのが上がったということで、入院延べ日数と1日平均入院患者がこれは減っていますよね。これは、例えば病床の稼働率なんかはどうなんですか。

○杉本総務経営課長 病床稼働率の分母となるものは、現在稼働している150床のうち、結核病床を除く140、それから、一般の患者といたしますと、児童・思春期ユニットを除く120床が分母と考えております。そこで、平均の患者数としては、2名ほど、1.9人ですけれども、減っているという状況ですので、稼働率もその分落ちております。

○前田憲秀委員 いや、私が言うのは、これは入院患者は減っています、収益の高い治療をというお話だったんですけども、稼働率がもう少し上がれば収益も上がるんじゃないでしょうかという素朴な疑問です。

○杉本総務経営課長 御指摘のとおり、稼働率、いわゆる入院患者数が増えるごとに、収益がその分上がってくるという数字になっております。

○前田憲秀委員 分かりました。

一般の病院経営と同じようには論じられないのは重々承知はしておりますけれども、そこはやはりしっかり見ていかないといけないのかなというふうに思います。

それともう1点、委員長、いいでしょうか。

今御説明がありました、16億の総収益の半分以上の9億近くが一般会計からの繰入れということで、管理者の最初の概要説明の終わりのほうで「医師不足に加え、新型コロナウイルス感染症の流行という厳しい経営環境の中、現場を支える医療スタッフの努力により」、もうこれは当然だと思います。「何とか黒字を確保しました。」という表現なんですけれども、まあそのとおりなのでしょうけれども、一般会計の繰入れも増えていますよね、ずっと見てみると。5ページの真ん中の表から見れば、7億6,000万から、ずっと8億8,000万。何か表現はないのかなとも思うんですけども、そこら辺はどうなのでしょう。一般の人が見れば、やっぱり半分以上は一般会計繰入れなのでしょうということで、表現として、一般会計の繰入れを含んだところではあるけれども、予算から比較すると何とかとんとんでいったとかいう表現が適切なのかなと思うんですけども、どうなのでしょうか。

○渡辺病院事業管理者 委員御指摘のとおりだと思っております。過半数は一般会計の負担金ということでございますので、それを頂いた上での黒字でございます。

ただ、この一般会計の負担金と申しますのが、一応国の繰入れ基準に基づいたものでございますので、特にその分、セーフティーネットの機能とか、そういったものを加味した上での負担金であるということもひとつ御理解いただきたいと思っております。

○前田憲秀委員 十分それは分かっています。

我々は、一般の県民から、なんだ、半分以上も税金投入して、本当に必要なのかという、ただ単なる数字だけを見て聞かれることがあるわけですよね。でも、その必要性、重要性もきちんと伝えないといけないと私も思

っていますので、表現として、何とか2,000万黒字を確保しましたという安易な表現よりも、もう少し丁寧な表現がいいんじゃないでしょうかという御提案でございましたので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○高島和男委員 冒頭の管理者の説明にもございましたけれども、専門医の確保ということでございました。

説明資料、入院患者、外来患者共に全体の総数としては減っていますけれども、児童・思春期に関しては、この元年度と比べるとやっぱり増えているということで、確保したいということなのでしょうけれども。今お医者さんが4人、非常勤が5人ということでございますが、専門医はこの中に何人いらっしゃるんですか。

○杉本総務経営課長 児童・思春期の専門医は、現在、当病院にはいない状況です。

○高島和男委員 全くいない。

○杉本総務経営課長 はい。

○高島和男委員 非常勤でもない。

○杉本総務経営課長 はい。

○高島和男委員 引き続き確保をしたいと、大学とも相談をしていきたいということでございますが、引き続きということは、ここ数年ずっと大学病院とはやり取りしているけれども確保できないと。じゃあ、その確保できない理由、ネックは何なんですか。

○淵上陽一委員長 そこは、努力して、学びながら、補いながらやっていたらいいんじゃないでしょうか。専門はないけれどもという形で表していたらいいんじゃないですか。杉本課長、どうですか。

○杉本総務経営課長 専門医はおりませんが、院長を中心として、この児童・思春期の医療、治療のスキルを上げながら、各現スタッフの能力を上げながら対応しているというところでございます。

また、医師の確保については、実は、平成30年度には、児童・思春期の専門医のほうを熊本大学から数名派遣していただいておりますが、その後、当病院を異動で出ていってしまいましたので、その結果ゼロとなっておりますし、児童・思春期を志す方、ニーズもありますし、入ってくる人もありますが、当病院まで来ていただくことがなかなかかなわないという、大学から派遣していただくことがちょっと困難な今の状況であるということをお聞きしております。

○高島和男委員 すみません、私も詳しくないので教えてもらいたいんですが、その児童・思春期の専門医というのは、熊大あたりでは、大抵枠として常にいらっしゃるのはいらっしゃるわけですか。

○杉本総務経営課長 精神科医療の中で児童・思春期を専門として勉強されている方がいらっしゃいます。当病院におられた3人も、熊大からそういった先生方が来ていただいておりますけれども、独立されたり、ほかの病院のほうのニーズに行かれたということで、どうしても出ていってしまったという状況です。（井手委員「給料ば上げなん」と呼ぶ）

○高島和男委員 今お声が出ておるように、

そういったものがネックであるならば、そこは当然改善しなければならないと思いますし、ぜひ、管理者、よろしくお願ひしたいと思います。やっぱり県立、公立でないといけないという、非常にスキルが高い部分を、患者さん、入院される方も期待をして来られるはずなので、そこはぜひお願ひしたいと思います。

以上です。

○池田和貴委員 すみません関連して。今、井手委員のほうから給与のことがちょっと出ましたが、これは監査委員からの資料の7ページを見ると、一番上に職員1人当たりの平均給与月額というのが出ていまして、医師と看護師の給与の大体月額というのが出ています。

もちろん、お医者様が働くのは給与だけではないというふうに思いますが、この金額が通常の、いわゆるドクターの給与としてどうなのかというのを、ちょっと教えていただきたいというのは思います。

というのは、県で設置して、要はセーフティネットを担うという意味では、さっき高島委員がおっしゃったように、それなりの、民間病院ではできないところをきちんと補うということの社会的意義があつて、一般会計からも繰り出しながら、法律上も、いわゆる都道府県で置かなきゃいけないというふうになっているんでしょうから、その辺ちょっと給与の面ではどうなのかというのはちょっと聞かせていただきたいと思います。

○杉本総務経営課長 医師の給与の面ですけれども、統計的なものはございませんが、私のほうがお聞きしているところによりますと、自治体の病院と比べると遜色はございません。もちろん、給与表は、自治体の病院ということで一緒でありますので。ただ、民間の病院と比べると、やはり2割ほど下という

ふう聞いております。

というのは、民間の病院で4日働いている給料と県立で5日間フルに働いている給料は大体同じぐらいであると。民間で4日働いている方は、あと1日は外のほうに行って、1日ほかの病院で勤められますので、その分がプラスアルファというような考え方というのは、よく聞くお話でございます。

○池田和貴委員 分かりました。

ただ、今の状況でいくと、単純にそこに合わせようとする、医業収入は変わらずに、人件費分がコストアップになる、その辺が一般会計からの公営企業法に基づく繰入れ基準にその分出せるかどうかという話にもなってくるのかなというふうに思うんですが。いずれにしろ、このコロナ禍を経験して、本当何かいざというときに民間が受け入れない部分をどう公的機関としてバックアップするか、補完するかということが、やっぱり我々国民とか、公的なところに突きつけられたような感じがしているので、ぜひ、苦労はあると思うんですけども、そういう国民の期待に応えられるような病院経営をしていただくようお願いはしたいと思います。多分答えはなかなか出てこないと思うので、もうそれはやらないといけないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○増永慎一郎副委員長 こっちの決算説明資料の8ページ、入院患者市郡別調べ、これを見ますと、県立病院で精神医療の拠点となっているというような話なんですけれども、どうも、入院患者だけを見てみると、この近隣の市町村ばかりなような感じがするんですけども、県全体を網羅しているとはとても言えないような状態ですよ。今さっきいろんな経営の話がありましたけれども、例えば県北あたりは、また別のそういった拠点病院があって、その辺できちんとできているのであ

れば、何かちょっとさっきからの話は違うかなと思うんですけども、その辺については何かございますか。

○杉本総務経営課長 確かに、当病院の利用患者は、熊本市、宇城、宇土と、その近隣の患者が多々ございます。通院がしやすいということもありますので、その患者のほうに偏るのは当然だと思っておりますが、県全体からの病院からの御紹介によりまして受け入れる形には整えております。

また、拠点病院の県北ということになりますと、県下精神病院は46ございますけれども、県北のほうでは国立菊池病院が精神の大きなものとして存在しております。

○増永慎一郎副委員長 いや、どこか病院があつてそこに行かれていますんだろうというふうに思いますけれども、やっぱり県立で、先ほど言われましたように、何か、外来は来られているかもしれませんが、入院だけかもしれませんけれども、県全体から何か来るようなイメージが今まであったものですから、これを見ると、地域の病院と同じ感じなのかなというふうに思った次第でございます。

その辺は、県立の病院だからというような、拠点だからというようなPRでもいいですし、先ほどから入院患者が少ないとかいう話になれば、そういうところもきちんと主張されて、ほかのところでは受けられない、当然医師の確保とかも入ってきますけれども、そういうところを何か大きく出さないと、県立病院というか、県の精神医療の一番拠点になっているとはとても言い難いなというふうに思った次第です。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○ 淵上陽一委員長 なければ、これで病院局の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、10月22日金曜日午前10時に開会し、警察本部、出納局、各種委員会等及び土木部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

本日は、御苦労様でした。

午後2時20分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長